

令和6年第2回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和6年6月5日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	新居 純一	11 番議員	林 茂
3 番議員	元木 春香	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	竹内 君彦	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	永浜 浩幸	14 番議員	森 志郎
7 番議員	前田 晃良	15 番議員	烏海 典昭
8 番議員	宮本 影子	16 番議員	米本 義博
9 番議員	森 伸二		

2 欠席議員

4 番議員	紙永 芳夫
-------	-------

3 議会事務局出席者

議会事務局長	島川 紀子	局長補佐	細川 佳代
--------	-------	------	-------

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
教育長	堤 広幸
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議第34号 | 令和6年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第4 | 議第35号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第5 | 議第36号 | 藍住町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第6 | 議第37号 | 藍住町税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第7 | 議第38号 | 藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第8 | 議第39号 | 令和6年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第9 | 議第40号 | 令和6年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算について |
| 第10 | 議第41号 | 藍住町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第11 | 議第42号 | 藍住町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第12 | 議第43号 | 藍住町東中富桜つつみ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第13 | 議第44号 | 藍住町公共下水道条例の一部改正について |

- 第14 議第45号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第15 報告第2号 令和5年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第16 報告第3号 令和5年度藍住町水道事業会計予算繰越の報告について
- 第17 報告第4号 令和5年度藍住町下水道事業会計予算繰越の報告について
- 第18 報告第5号 藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

令和6年藍住町議会第2回定例会会議録

6月5日

午前10時開会

○議長（米本義博君） おはようございます。本日は、令和6年第2回藍住町議会定例会に御出席をくださりまして、誠にありがとうございます。

さて、夏のエコスタイル期間については、本会議においても藍の文化を発信していくという趣旨にあわせて、藍染めシャツの着用することとなっておりますので御了承ください。

ただいまから、令和6年第2回藍住町議会定例会を開会します。

○議長（米本義博君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番議員、竹内君彦君及び6番議員、永浜浩幸君を指名します。

○議長（米本義博君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月19日までの15日間に決定しました。

○議長（米本義博君） 日程第3、議第34号「令和6年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から日程第14、議第45号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」までの12議案及び日程第15、報告第2号「令和5年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から日程第18、報告第5号「藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。梅雨入りを迎える時期となり、町内でも田植えが行われ、緑の水田風景が広がるようになってまいりました。

本日、令和6年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

議長から提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

初めに、被災地支援についてであります。能登半島地震の発生から5か月が経った今なお、被災地では多くの方が避難所での生活を余儀なくされております。本町におきましては、これまで県等と連携し物資の提供を行ったほか、4名の職員を被災地へ派遣し、避難所の運営支援や罹災証明書の発行業務など、被災者に寄り添った支援をいたしております。これらの経験をいかし、今後の本町の防災力向上に努めてまいります。

次に、物価高対策についてであります。長引く物価高騰の影響は、私たちの暮らしや事業活動に大きな影響を及ぼしています。このような状況の中、本町では、4月からエネルギー、食品価格等の物価高騰により大きな影響を受ける高齢者や子育て世帯の支援と町内事業者への経済的影響の軽減を目的に、1人当たり5,000円の商品券をお届けしており、現在まで発行枚数の7割以上が利用されています。使用期限の7月末までに、より多くの皆様に御利用いただけるよう周知に努めてまいります。

また、低所得世帯への支援として、令和6年度、新たに住民税が非課税となる世帯または均等割のみの課税となる世帯に10万円を給付する事業に着手し、7月から給付を開始いたします。加えて、低所得の子育て世帯には子供1人当たり5万円の加算給付、さらには、所得税、個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない方に対し定額減税を補足する調整給付を行い、町民の皆様の生活支援に迅速かつ積極的に取り組んでまいります。

次に、防災対策についてであります。災害による被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助の3助の連携が極めて重要となります。その中で、共助にあたる自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき自主的に結成する組織であり、普段から近隣の自主防災組織と連携し、災害時

には相互に協力し合える体制を築いておくことが大切であります。そこで、自主防災組織の連携を高め、近隣の自主防災組織が一体となって地域防災力の向上に取り組んでいくため、自主防災組織連絡協議会を発足し、組織間の交流、連携を通して、本町の防災力向上を一層図ってまいります。

また、東中富桜つつみ公園に新たに整備しましたバーベキューエリアについて、バーベキューエリア4区画に加えて炊事場、公園管理棟を備え、平時においては新たなにぎわいづくりの場として、災害時には一時避難やテント泊等として活用できるフェーズフリーな公園へとアップデートを図り、7月にリニューアルオープンをいたします。これに先立ち、防災や地域行事を中心としたイベントの開催を計画しております。今後、桜つつみ公園の魅力や災害時の活用方法についても、地域の方はもとより、広く町民の皆様にも周知を図ってまいります。

次に、子ども子育て支援についてであります。男性の育児参加を促進し、子育て世帯の仕事と育児の両立を支援するため、育児休業を取得し職場復帰をした男性に対し、最大5万円の奨励金を交付する制度を今年4月に創設いたしました。男性の育児参加を支援することで、子育てが一方のパートナーに偏る、ワンオペ育児の解消に努めてまいります。

また、保健師や助産師、子ども家庭支援員などによる相談機能や支援体制を強化した子育ての一環を担う支援機関として、こども家庭センターを設置いたしました。妊産婦や乳幼児の保護者の方など、さまざまな悩みや心配事を抱えた御家庭を、こども家庭センターを拠点に、一体的かつ包括的に支援してまいります。

次に、生活支援サポーター活動支援事業についてであります。新たに高齢者を支援する取組としまして、町社会福祉協議会と連携した生活支援サポーターの導入を進めています。今後の高齢者の増加に伴い、生活ニーズの多様化に対応し、高齢者の支援を図るための担い手を育成するため、4月に第1回目となる生活支援サポーター養成講座を開催したところであります。また、支援する方におかれましても、高齢者支援を通じて介護予防の第一歩となる社会参加が促進され、加えて、支援活動で体を動かすことによる介護予防効果や地域貢献意識の高揚など、相乗効果にも期待をしています。

次に、民間企業との連携についてであります。大塚製薬株式会社と連携して、中学生を対象に、本格的な暑さが始まる前に熱中症説明会を開催し熱中症に対する理解を深めるとともに、あわせて標語コンテストを行います。さらに、優秀作品につ

いては、ゆめタウン徳島にも御協力をいただき、表彰式や標語の掲示を行うこととしております。今後も積極的に民間企業との連携を図りながら、子供たちが楽しく安全に過ごせるように努めてまいります。

また、町民の健康維持や増進のため、大塚製薬株式会社と地域包括連携協定の締結に向けて準備を進めているところであります。協定を締結することで官民の連携が深まり、町民の皆様の健康維持や増進をはじめ、互いの強みを生かした様々な取組が可能になるものと考えております。

次に、行財政改革についてであります。社会情勢の変化や多様化する住民ニーズにあわせた質の高い行政サービスを継続していくためには、事務事業の見直しや業務の効率化などの取組を一層進めていく必要があります。そこで、5月には住民課窓口業務の改善として、窓口案内表示システムを導入いたしました。窓口の発券機でお取りいただいた番号札で現在お待ちの人数が液晶モニターで把握できるほか、併設のモニターには町の広報や行政情報が表示されますので、待ち時間を有効に利用していただけたと考えております。さらに、システムの設置、メンテナンスなどにかかる費用については設置事業者の広告収入により全てを賄っていることから、町の費用負担もなく、住民サービスの向上が図られると考えております。また、公共施設予約管理システムを導入し、総合文化ホールや町民体育館などの公共施設の施設予約や空き状況の確認、支払い手続き等がオンラインで完結できるよう、利便性の向上に努めてまいります。

最後に、藍の魅力発信についてであります。町民への藍文化の浸透のため、本年度から毎月1名の方に藍の館での持込みによる藍染め体験をプレゼントしており、これまで多数の応募をいただいております。7月はとくしま藍推進月間であり、7月24日はとくしま藍の日と定められており、今年もこの時期に合わせて藍のPRを予定しています。まず、藍の館では7月10日から9月1日まで、町内の各園、幼稚園の園児たちの藍染め作品展を開催いたします。また、7月21日から27日まで、先着500名の来館者の方々に藍染めのコースターをプレゼントする予定です。さらに、ゆめタウン徳島においては7月20日から8月18日まで、地域おこし協力隊や町内小学校児童が手がけた藍染め作品の展示が行われ、開催初日の7月20日には、藍のPRイベントが予定されております。また、藍の製品を身につけることで協力店舗でお得なサービスが受けられる藍deグルメには毎年たくさんの方に御参加いただいております。今年も開催に向けて準備を進めております。こうした

事業を通して、町内外の皆様は藍の魅力を発信してまいります。

これより、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。議第34号「令和6年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、障害がある人の高齢化や重度化を見据え、地域における居住支援の機能強化を図る地域生活支援拠点等整備事業に早急に着手する必要があるため、専決処分により歳入歳出予算に2,154万9,000円を追加し、予算総額を123億6,154万9,000円といたしました。補正内容は、歳出では、障害者地域生活支援事業2,310万円、歳入では、分担金及び負担金1,689万9,000円、国庫支出金310万円、県支出金155万円、増額することとしたものであります。

議第35号「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、令和6年5月27日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

議第36号「藍住町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、地方自治法の改正により会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能になったことに伴い、支給率などの支給条件を規定する必要があるため本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

議第37号「藍住町税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、藍住町税条例を改正する必要があるため本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。主な内容につきましては、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施すること等であります。

議第38号「藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、藍住町国民健康保険税条例を改正する必要があるため本条例の一部を改正する条例の専

決処分を行ったものであります。主な内容につきましては、課税限度額の引き上げ及び軽減措置の拡充であります。

議第39号「令和6年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも4億2,845万1,000円を追加し、予算総額を127億9,000万円とするものであります。歳出補正の主な内容を申し上げます。総務費では公共施設予約管理システム導入事業で346万5,000円増額。民生費では新たに住民税非課税等となる付帯給付金事業、定額減税を補足する調整給付金事業で4億2,608万円増額。消防費では木造住宅耐震改修事業補助金等で384万5,000円増額をするものであります。歳入の主な内容では、国庫支出金で4億2,958万4,000円増額。県支出金で103万6,000円増額をするものであります。

議第40号「令和6年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算について」は、歳入歳出とも618万8,000円を増額し、予算総額を34億1,470万8,000円とするものであります。補正内容は、歳出においては、総務費を618万8,000円増額し、歳入においては、国庫支出金を618万8,000円増額するものであります。

議第41号「藍住町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」及び議第42号「藍住町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」は、厚生労働省令が改正されたことに伴い、改正後の省令に対応するため本条例の一部を改正するものであります。

議第43号「藍住町東中富桜つつみ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、同公園内にバーベキューエリアを設置することに伴い、使用料等を規定する必要があるため本条例の一部を改正するものであります。

議第44号「藍住町公共下水道条例の一部改正について」は、国土交通省で標準下水道条例の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議第45号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」は、令和6年度から個人住民税とあわせて森林環境税が新たに課税されることに伴い、徳島県市町村総合事務組合規約の変更が必要となったため議会の議決を求めるものであります。

これらの議案のほか、報告案件といたしまして、「令和5年度藍住町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、「令和5年度藍住町水道事業会計予算繰越

の報告について」、「令和5年度藍住町下水道事業会計予算繰越の報告について」、繰越額が確定しましたので報告をさせていただいております。また、藍住町土地開発公社の経営状況を説明する資料についても御報告させていただいております。後ほど御覧いただきまして、御理解を賜りたいと存じます。

以上、提案理由とその概要を申し上げましたが、何とぞ十分御審議の上、原案どおりお認めをいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（米本義博君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。

この間、議事の都合により、小休します。

なお、議案の補足説明につきましては、要点をわかりやすく説明してください。

午前10時23分小休

〔小休中に小川理事兼総務企画課長、堺税務課長、大地健康推進課長、鈴木生活環境課長、増原上下水道課長、堺税務課長、補足説明をする〕

午前10時47分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。議案調査のため6月6日から6月12日までの7日間、休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、6月6日から6月12日までの7日間、休会することに決定しました。

なお、次回本会議は、6月13日午前10時、本議場において再開しますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これで散会します。

午前10時47分散会

令和6年第2回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和6年6月13日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	9 番議員	森 伸二
2 番議員	新居 純一	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	元木 春香	11 番議員	林 茂
4 番議員	紙永 芳夫	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	竹内 君彦	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	永浜 浩幸	14 番議員	森 志郎
7 番議員	前田 晃良	15 番議員	鳥海 典昭
8 番議員	宮本 影子	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 局長補佐 細川 佳代

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
教育長	堤 広幸
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司

上下水道課長

増原 浩幸

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

3 番議員 元木 春香

5 番議員 竹内 君彦

10 番議員 小川 幸英

1 番議員 栗島 和義

2 番議員 新居 純一

11 番議員 林 茂

令和6年藍住町議会第2回定例会会議録

6月13日

午前10時開議

○議長（米本義博君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは6名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可します。

また、あらかじめお願いしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は、通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（米本義博君） それでは、まず初めに3番議員、元木春香君の一般質問を許可します。

元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、女性支援新法についてです。女性は女性であることにより、様々な困難に直面することが多く、それによる生活困窮やシングルマザー、女性自殺者の増加、DV被害者たちの支援などを自治体が窓口となり、包括的に支援することを目的とした、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月1日に施行されました。

また、困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画には、支援対象者にとって最も身近な支援の端緒となる相談機能を果たしますと、市町村の役割として明記しています。法律では、市町村の基本計画の策定は努力義務とされておりますが、まず、藍住町の現在の取組状況について教えてください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。困難な問題を抱える

女性への支援に関する法律に基づく、基本計画策定の取組状況についての御質問でございました。ちょうど本日の徳島新聞の朝刊においても、記事が取り上げられておったかと思えます。女性は女性であることにより、様々な困難に直面することが多く、女性をめぐる課題は生活困窮や性暴力、家庭関係破綻など、複雑化、多様化、複合化しており、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。このような中、この法律は支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況などに応じた適切な支援を包括的に提供し、それぞれの意思や人権を尊重されながら安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、本年4月に施行されました。この法律では、国においては基本方針を、都道府県においては基本計画を定めなければならないとされており、市町村については都道府県基本計画を勘案して困難な問題を抱える女性への支援のための施策実施に関する基本計画を定めるよう努めなければならないとされております。本町では、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画として、藍住町男女共同参画プランを策定しております。そして、このプランの施策で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく市町村基本計画を位置付けております。本町といたしましては、この藍住町男女共同参画プランに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の基本計画を位置付けて策定することとしており、現在、策定に向けて検討を進めているところでございます。今後、早期に策定をし、困難な問題を抱える女性への支援に取り組んでまいります。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。町の実施主体となる担当部署、窓口がどこになるのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答え申し上げます。まず、この法律に基づく計画であったり支援体制の構築、また周知については総務企画課、政策推進室が行っておりまして、その、これ今後、協議していく中で、どこが窓口、また軸となる窓口なるかは、今、検討しておるところでございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再々問します。策定中とのことだったのですが、目安として期限を設けたほうが必要とされてる方々にとっても安心されると思いますが、いつまでに策定されるかを、現在の時点でお決まりでしたらお知らせください。教えてください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） はい。お答えいたします。現在、策定、早期に策定に取り組んでおるところでございますが、遅くとも年内には策定したいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 質問を続けます。

○議長（米本義博君） あっ。

〔米本議長、演壇を指し示す〕

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 質問を続けます。次に、本町の支援体制について伺います。令和6年3月、総務省が令和5年4月1日現在の類似団体別職員数の状況を公表しました。自治体の人口と産業構造の二つの要素を基準としてグループに分け、グループごとに人口1万人当たりの職員数を算出しています。藍住町は、V-2というグループに属しておりますが、一般行政部門の職員数は32、31.20人と一番少ない人数となっており、類似団体と比べ、非常に厳しい職員数であることを表しています。このような背景を踏まえつつも、住民からは、町に寄せられる相談には、高齢や介護、障害、子育て、生活困窮など複数の分野にまたがる課題を抱える内容があると思いますが、現在、本町ではどのような体制で問題の解決や支援のサポートを行っているのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔深見福祉課長登壇〕

◎福祉課長（深見重喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。現在、町の相談体制は、高齢、障害、子育てを含む児童、生活困窮の各分野ごとに窓口を設け、対応をしております。また、複合的な課題がある場合には、包括的に支援が行える

よう、必要に応じて関係部署や機関、地域の方との連携を取り、問題解決に向けた適切な支援ができるよう取り組んでおります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。現状において、町職員も慢性的な人手不足の中、不足している受け皿として、例えば民生委員や民間のボランティア団体など、地域との連携体制なども今後、必要になってくるかと思えます。女性支援新法の基本理念、第3条の2に、関係機関及び民間団体の協働による切れ目のない支援と明記されています。藍住町として具体的に協働できる民間団体をいくつか用意していく必要もあると思いますが、いかがですか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 議員のお話のとおり、協働による問題解決と継続的支援は必要だと思っております。現在も民生委員そのほかの一般団体の方と相談をしながら問題解決を行っております。以上、答弁とします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再々問します。相談支援員や専門的な知識を必要とするスタッフも今後、必要になると思いますが、配置される予定はありますか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 専門職につきましては、必要に応じて今後、検討してまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 質問を続けます。新しい法律ということもあり、必要性がありながらも知らない人がまだたくさんいると考えられます。今、いくつか質問はさせていただきましたが、恥ずかしながら、私自身もこのような法律が施行されたのを知らず、町民の方からの声もあり、今回、一般質問として投げかけさせていただきました。繰り返しにはなりますが、我々自身、認識や情報が不十分なまま、必要性がありながらも正確な情報提供ができるのかといった懸念もあると思えます

が、まずはそういった意味で、藍住町の主体となる相談の窓口の周知方法があれば教えてください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。困難な問題を抱える女性への支援に関する相談窓口の周知方法についての御質問でございました。議員御指摘のように、新しい法律ということもあって御存じない方もたくさんおいでになるかと承知いたしております。そういった意味において、今回の一般質問でも取り上げられたことと受け止めております。相談窓口といたしましては、町では相談内容によりそれぞれ担当部署が窓口となり、また、徳島県においては、こども女性相談センターなどがあります。その相談窓口の周知につきましては、町ホームページや広報紙への掲載に加え、若年層にも情報が届くよう、町公式ラインの活用。さらには、リーフレットを作成し、町社会福祉協議会をはじめ関係機関に配布するなど、広く周知に努めてまいります。掲載内容といたしましては、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要とあわせて、夫婦や家庭の問題、配偶者からの暴力など、様々な内容の相談を受けることが可能な窓口として、徳島県が設置しているこども女性相談センターや、厚生労働省が開設している女性支援特設サイト、あなたのミカタなど、困難な問題を抱える女性への支援情報を掲載する予定としております。今後、総務企画課政策推進室が中心となって、支援体制の構築、計画、周知に努めてまいります。困難な問題を抱える女性が支援を受けられることに気づかず、支援から取り残されることがないように取り組んでまいります。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。冒頭部分でも少し触れさせていただいたのですが、現状の職員の負担の軽減にもつながるような仕組みも同時に進めていく必要があると思います。例えば、社会福祉協議会や各地域の民生委員にも、まずは基本的な情報発信という点において、今、答弁いただいた内容でリーフレット、配ってもらうとか、サポート、連携体制なども考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） 議員同様に、そのように認識しております

ので、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、保育士の離職率について質問させていただきます。令和6年3月、大阪府堺市にある認定こども園で、常勤の保育士12人のうち園長を含む10人が今月、今年3月末で一斉に退職する意向を示し退職届を提出したことや、宮城県登米市にある認定こども園で、2月から3月にかけて保育士の半数以上にあたる10人が退職したとされていることが報道されました。そして、本町でも、保護者から、本年3月から4月にかけて6名の保育士が退職した認可保育園があり、なぜそんなに多く辞めるのか、何か問題はなかったのかと子供を預けることに心配をする相談を受けました。

また、こども家庭庁は、自治体に対し、各地の保育所などで、処遇や職場環境のトラブルなどで複数の保育士が一斉に退職する事例が相次いでいることを受けて、離職防止のため勤務環境の改善を求めるよう、4月17日付けで通知しています。保育士の一斉退職は、保育士不足による待機児童の増加や、在職している保育士の精神的、体力的な負担により十分な保育が提供できず事故につながるなど、懸念があるのではと思います。まず、本町で冒頭なような事態とならないために、現在、何か取り組んでいることがあれば教えてください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいま、元木議員からお話のあった保育士の一斉退職につきましては、報道でも取り上げられ、大きな問題であることから、こども家庭庁におきましても、職場環境の改善に関する事務連絡を技術的助言として発出したことは承知をしております。このことを受け、町では、保育現場における勤務環境の改善や保育士の不安軽減に向けた各園の取組状況を調査し、全ての園で施設外部者への個別相談体制が整備されていることを確認いたしました。また、定期的な面談や相談に関する周知、マニュアルの作成など、組織的な取組を行っていくとの報告も受けております。今後、町としましても、保育士が自治体に相談しやすい体制整備やモデルケースを参考にした巡回支援事業等の実施を念頭に置いた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。今、あの、答弁いただいた保育園というのは、町内の中央保育園以外の、あと10か所の保育園もということでしょうか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） はい。そのとおりでございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再々問します。今までの自治体の取組と今の答弁で少し安心したんですけれども、これまでの行政機関、自治体の取組と保育現場、保育現場側の様子を見てみると、相互のすれ違いだったり、保育現場の少し閉鎖的な職場環境が問題のような気がいたします。実際、こちらに寄せられた声をいくつかあるので、少しお伝えさせていただきます。まず、元保育士の退職理由として挙げられたのが、労働力に対しての賃金が合わない。持ち帰り仕事が多い。基準では決まっているが1人で、乳児のときは3人、1歳児から子供6人が5人になっても目が行き届かず、抱えきれないなどが負担となり、徐々に体調を崩して心も体も辛くなっていたといいます。また、保育現場の声として寄せられた保育士の意見が、直接関わらないと分からない、発達障害などの児童が増えている。子供が小さいとその診断がつきにくく親が気づいていないケースもあり、一般的な子供としてクラスの人数に含まれる。その場合、担任の保育士は子供の人数で割り当てられるので、なかなか手が回らない。その中で、書類の簡素化や休み時間、休日を増やすなど、みんな工夫しながら園内で本当は話をしたい。保育士の人数を増やして、気になる子に対し、きちんと関われる時間も作りたいといった意見です。そして、保育現場内で働く職員の客観的な意見として寄せられたのが、今の保育士基準、今の保育士配置基準では大変なところがあると感じる。保育士さんにも家庭があって、自分の家族が体調を悪くしたときに休みたいけれど、ほかの人に迷惑がかかるため休めないことや、勤務時間中は保育をするので手一杯で、制作などの準備は家に持ち帰り、サービス残業になっているんだと思う。それでも子供の命は守らないと、と一生懸命やっていると思うが、やってくれていると思うが、それが重なると、しんどくなってくるのは当然だといった意見です。今、答弁いただいたとおり、国の基準に沿って慎重に取り組んでいく必要がありつつも、実際そういった話を聞いていると、

保育士がみんな、子供の安全をこのままだと守れないといった印象を受けました。各園ごとの現場任せにした結果が現状だとしたら、本来、一番中立的な立場である行政機関がいかに関与し、本質的な改善に取り組む必要があると感じています。そういった背景を踏まえた上で、また今後、町として何か取り組めることはありますか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 繰り返しの答弁とはなりますが、こども家庭庁から発出されました事務連絡を技術的助言として受け止め、自治体に相談しやすい体制整備や巡回支援事業等の実施を今後、進めてまいりたいと考えております。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次の質問にまいります。今の質問と少し重複するかもしれませんが、町内の認可保育園に対し町は監査を行っていると思いますが、保育士の労働環境に関しては。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

●3番議員（元木春香君） はい。

○議長（米本義博君） 通告書の順番どおりに進めて。

〔元木議員、「これは違うのかな。順番、違いますか、これ。あっ順番、違いますか。あれ。違うのかな。ん。次の通告書でどうなってますか。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 一旦、小休します。

午前10時29分小休

午前10時30分再開

○議長（米本義博君） 会議を再開します。

元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） はい。失礼しました。次の質問にまいります。おっしゃるとおり、国の基準に沿って慎重に取り組んでいく必要がありつつも、実際そういった話を聞いていると、保育士がみんな子供の安全をこのままだと守れないといった印象を受けました。各園ごとの現場任せにした結果が現状だとしたら、本来、

一番中立的な立場にある行政機関がいかに現場に介入をし、本質的な改善に取り組む必要があると感じています。そういった背景を踏まえた上で、本町として取り組んでいることはありますか。

○議長（米本義博君） 元木春香君。今のは先ほどの再々問のときの質問ですよ。

〔聞き取れない声あり〕

○議長（米本義博君） 一旦、小休します。

午前10時31分小休

午前10時32分再開

○議長（米本義博君） 会議を再開します。

元木春香君にはつきましては、通告書の順番どおりで、これからはお願いいたします。では、次の質問へ移ってください。

元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 失礼しました。先ほどの質問と重複すると思いますが、町内の認可保育園に対し、町は監査を行っていると思いますが、保育士の労働環境に関して、町はどこまで対応ができるのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 河原副町長。

〔副町長 河原英治君登壇〕

◎副町長（河原英治君） ただいまの御質問に答弁をいたします。町内認可保育園に対して行う監査について、保育士の労働環境に関し、町が行うことができる内容についてという御質問をいただきました。保育園で実施をされる監査につきましては、関連する各種法令に基づき適正な運営がされているかを検査するために行われ、施設監査と確認監査の2種類となります。施設監査は都道府県、確認監査は市町村が実施主体となっております。議員の御質問の保育士の労働環境に関しましては、施設監査の保育環境の整備に関する指導監査であり、職員の確保、定着促進及び資質向上の取組として、労働環境の改善や研修の計画的実施も含まれておりまして、施設認可を行う県が主体となって行っております。町におきましては、施設型給付という財政支援を受ける認可保育所の給付に関する確認監査を行っており、利用定員と運営に関する基準をもとに運営の適正を確認をしております。県と町においては、それぞれの役割をもって定期的な監査を実施をしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。今、施設監査と確認監査ということで実施されるということなんですけれども、頻度や、いつから実施されるのかを教えてくださいいただけますか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 県が行う施設監査につきましては、年に1度、各保育所のほうに行っております。確認監査におきましては、町への提出書類を毎月確認させていただくとともに、年に1度、県とともに監査に行っております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再々問します。年に1度だとちょっと不十分な感じもするんですけれども、例えば、先ほど町内の方から、保護者の方から声があった、園内で6人の保育士が辞められたということなんですけれども、そういったときは、どういうふうに対応していただけるんですかね。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 議員のおっしゃる退職者についてですが、町内の認可保育所につきましては、以前から申し上げておりますとおり、各園の責任の下で雇用をしていただいております。ただ、今回の6人の退職につきましては、町のほうでも調査をしております。その中で、保育士の退職理由として挙げられる、多く挙げられている人間関係の悩み、給料、仕事量に関する事由については、今回の調査では該当がなかったということをお報告させていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 該当がなかった場合、また次につながるような改善の方法を、町のほうからその園に直接出向いていけるのが行政機関の特権でもあると思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

次に、町立中央保育所の現在の状況と待機児童についてです。令和2年第3回定

例会において、前田晃良議員の一般質問の中で、本町は民間の保育施設の開園に伴い、町立保育所の定員数を、当時の204人から年に40から70人ずつ削減し縮小していく方針とし、一時預かりや障害のある児童の受入先として、民間で難しい業務を中心に担っていくように答弁されています。まず、中央保育所の受入園児数の推移について、令和6年4月1日を起点に、過去5年間の状況を具体的な数字を挙げて教えてください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をさせていただきます。資料請求いただいた中央保育所のクラス別定員と入所数、国補助対象の加配児童数、一時預かりの人数について御説明をさせていただきます。資料は、令和2年から令和6年までの5年間のクラス別定員と入所児童数、普通交付税に計上した加配児童数を示しており、いずれも4月1日時点の人数でございます。中央保育所の定員数につきましては、令和2年の一般質問での答弁のとおり、204人から77人の、77人への削減となっております。入所数は、年度当初のため定員に対して少なくなっていますが、加配児童の年齢や支援の程度により、定員と入所数が同等、同数にならないことを御理解いただきたいと思います。また、一時預かりの定員についても御質問をいただいておりますが、一時預かりは保育士を1人配置しており、預かる児童の年齢により定員が変更することや補助の保育士の勤務状況により2人体制になることもありますので、お示しすることができませんでした。この点も御理解ください。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再問します。令和5年度から0歳児クラスの受入枠がなくなっているのですが、0歳児の頃は、保護者からすると夜泣きがひどくてまともな睡眠がとれなかったり、育児に対する不安や環境の変化と緊張感に加え授乳やお世話で疲労が蓄積し、産後鬱になる方もいたり、保護者からすると一番誰かに頼りたい時期でもあるんですけれども、0歳児枠がなくなった経緯や理由を教えてください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 御質問のとおり、令和5年から0歳児の預かりがなくなっていることは確かでございます。ですが、この年度に1歳、2歳児の預かりを、預かり人数が増えたことにより、そちらを優先させていただきました。さらに、年度当初におきましては他の認可保育所のほうで0歳児を預かること、それと、まだそちらのほうに定員の空きがあったことから、中央保育所におきましては1歳児以上の預かりとなっております。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） すいません。次って再々問になりますか。

○議長（米本義博君） はい。

●3番議員（元木春香君） 再々問します。今、答弁をいただいた上で、再々問いたします。こういった情報が十分に届かず、0歳児の子供を持つ保護者からも、令和6年度の申込みで中央保育所を第1希望にしたけれど入園できず、隠れ待機児童になったといった声もありました。また、前回、町内認可保育園の待機児童数の年間月別資料においても、0歳、1歳児クラスの待機児童は多く、目が離せない大変な時期に子供を預けることができず、保護者への負担となっている傾向がありました。そういった意味でも、0歳児の枠を増やすことってというのは、今後考えてらっしゃってますか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） おっしゃるように、0歳児の待機が多いことは確かでございます。今後、0歳児のみではなく、全体的な定員について検討してまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） ただいま答弁いただいた、に重ねて次の質問にまいります。例えば、令和5年度にはなりますが、4月1日時点で中央保育所の1歳から3歳児の定員数に対して児童数が20人の枠があり、また、加配を必要とする少人数の児童がいます。それと同じ条件の令和5年度4月1日時点での町内の認可保育園の待機児童数、待機児童の年間月別資料においては、隠れ待機児童が1歳児では8人、2歳児、3歳児では各9人ずついますが、そういった場合の受け皿として中

央保育所の利用はできなかったのでしょうか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 待機児童の受入先として中央保育所の入所者数を増やせなかったのかという御質問でございますが、先ほど議員のほうからお話のありました令和5年につきましては、加配児童4となっております。この数字は、国基準の4であり、あり、発達障害など、グレーといわれるお子さんたちの数は含まれておりません。そのため、あの、数としては少ないんですけども、この年も加配の必要なお子さんがたくさんいたために、0歳児をお預かりする余裕がなかったというところでございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 前回の一般質問の答弁で、町立。

○議長（米本義博君） 元木君。

●3番議員（元木春香君） はい。

○議長（米本義博君） それは再問ですか。

●3番議員（元木春香君） あ、すいません。再問ですね。すいません。はい。

再問です。前回の一般質問では、町立保育所及び幼稚園の保育士や教諭の雇用については、規定される人員配置基準を踏まえ必要な職員数の確保と、基準を満たせない場合には会計任用職員、保育補助者を雇用することで保育体制を確保しているというふうに答弁をされていたと思うのですが、今後もそのように取り組んでいき、その枠を埋めることってというのは考えてらっしゃいますか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 必要な人員配置につきましては、今後も以前お答えしたとおりの方法で確保してまいりたいと考えております。

○議長（米本義博君） 元木君。

〔元木春香君起立〕

●3番議員（元木春香君） 再々問します。それでも職員の人手が足りないこともあるかと思えます。正直、福祉課だけでは抱えきれない問題だとも思いますし、もう少しこの課題に関しては、関連する窓口や我々自身も含めて全体で課題を共有し

て目を向けていかないといけないと思うんですけれども、その点に関しては、どんなふうに取り組んでいきたいのか、考えはありますか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 議会の答弁といたしましては保育所担当の福祉課が行っておりますが、保育所の人員配置などにつきましては、福祉課のみでの判断ではございません。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） この、保育士不足とか、あの、待機児童の課題については、あのう、社会課題でもあるので、本当に職員、議員全体でも目を向けて、もう少し取り組んでいきたいと、みんなで取り組んでいきたいと思います。以上、一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） 次に、5番議員、竹内君彦君の一般質問を許可します。

竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●5番議員（竹内君彦君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。質問に先立ち、一言申し上げます。私は去る2月の藍住町議会議員選挙において、2期目の当選をさせていただきました。前期同様、藍住町の発展と住民福祉の充実に全力で頑張っておりますので、町理事者の皆様並びに同僚議員の方々には、格別の御指導、御協力を賜りますようお願いいたします。それでは、通告書に基づき質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

最初に、町の図書館内での自習スペースについて質問いたします。昨年、町内の学生の皆様から熱い要望と、教育委員会の格別の御尽力もあり、図書館内に自習スペースを設けていただきました。このところ、多くの町民の方々から、大変ありがたいといった声をいただいております。そこでお伺いいたします。自習スペースを設けてから現在までの利用状況はどうなっていますか。お尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 竹内議員の御質問に答弁させていただきます。図書

館の自習スペースにつきましては、令和4年度及び令和5年度の中学生議会で、中学生議員の方から設置の要望がありました。これを受け、令和5年度の冬休み期間を利用し、試験的に自習スペースを設置いたしました。結果、冬休み9日間で63人。1日平均7人の利用がありました。また、この期間に実施したアンケート調査では、利用者だけでなく、一般の図書館利用者の方からも好意的な意見を多くいただき、先の春休みから令和6年度末までを期間限定として自習スペースを常設することとなりました。同時に、利用状況の調査を実施しております。まず、春休みの利用状況につきましては、15日間の利用者数は36人で、冬休みに比べ1日平均3人未満と減少していますが、これは、夏休みや冬休みと比べて宿題や課題が少ないため、通常よりも自習する機会が減少することなどが理由として考えられております。また、4月の1学期開始から5月末までの27日間の利用者数は75人で、1日平均は平日で3人、土日で4人の利用がありました。新しい学年にも慣れてくる夏休みに向けて、図書館の利便性がいかされ効果的な勉強時間が確保できるよう、自習スペースの利用について案内をしてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●5番議員（竹内君彦君） 続けて質問いたします。図書館のトイレの改築に伴い自習スペースの席数が数席増えたと聞いていますが、現在の自習スペースの席数とこれから夏の長期休みに向けての町の学生の皆様への周知方法について、お答え願います。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 竹内議員の御質問に答弁させていただきます。冬休みの試験的設置期間の9席に加え、春休みから始めた常設期間は、使用中止していたDVDの視聴コーナーの3席を改修し、合わせて12席で運用しております。

次に、夏休みに向けての周知方法につきましては、春休みからの常設が決まった時点で広報や図書館のホームページに案内を掲載しておりますが、夏休みは学生の方の利用増が見込まれることから、7月15日発行の広報あいずみに改めて掲載する予定です。また、各小中学校や中学生議会に参加された生徒会の皆さんへの声かけなど、直接的な働きかけをしていきたいと考えております。以上、答弁とさせて

いただきます。

○議長（米本義博君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●5番議員（竹内君彦君） 次に、図書館での書籍貸出しについて、お伺いいたします。近年、電子書籍の普及が進んでおり、図書館サービスの一環として電子書籍の導入が求められています。図書館利用者の利便性の向上や読書の機会拡大のために、電子書籍の充実は重要だと考えます。藍住町では今後、電子書籍の導入は考えておられますか。お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 橋本社会教育課長。

〔社会教育課長 橋本清臣君登壇〕

◎社会教育課長（橋本清臣君） 図書館、書籍貸出しにおける電子書籍の利用について答弁をさせていただきます。電子書籍の貸出しと閲覧ができる電子図書館は、お手持ちのパソコンやスマートフォンなどで、いつでもどこでも電子図書を御利用いただけるサービスです。利用者においては図書館にわざわざ足を運ぶ必要もなく、開館日や開館時間、天候、距離などに、を気にせず、自分の好きな時間に気軽にインターネットを通じて、電子書籍の検索、貸出し、返却、閲覧ができるなど、公共の福祉サービス向上というメリットがあると認識をしております。電子図書館を導入する図書館は、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに全国では飛躍的に増加をいたしました。それでも、約30パーセントで、県内では、県立図書館と徳島市、阿南市、三好市の3市で、町村で導入している図書館はありません。一方で、電子図書館は導入するシステムによって取り扱う本の内容が異なっており、また、全ての本が電子化しているわけではなく、貸出しや閲覧できる本の数が限られております。議員からの御提案いただきました電子書籍の利用につきましては、導入図書館などから情報を収集し、導入費用、事業効果、利用者の要望なども見極めながら検討していきたいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●5番議員（竹内君彦君） ぜひ、よろしくお伺いいたします。

次に、熱中症対策についてお伺いいたします。夏期には熱中症による健康被害が懸念されます。多くの人々が影響を受ける可能性があります。特に部活動やスポーツに励む中学生をはじめ、高齢者や子供などの弱者に対する対策などは喫緊の課題

と思われます。町として熱中症対策を強化し、町民の安全の確保や健康被害を未然に防ぐことは大変重要だと考えます。先日の行政報告では、大塚製薬やゆめタウンなど民間企業との連携を図り、熱中症対策に取り組んでいるとありました。そこで、学校や地域コミュニティでの熱中症予防教育の実施状況について、具体的な例を挙げ、各小中学校での熱中症対策についてお聞かせください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 竹内議員の御質問に答弁させていただきます。教育委員会では、大塚製薬株式会社の提唱する教育機関と連携活動の一環として、この春から連携して熱中症対策を進めております。主な取組の一つとして、中学生を対象に、体育祭の前や本格的な暑さの影響が及ぶ前に熱中症の理解を深めてもらうため、同社担当者による熱中症説明会を実施し、あわせて標語コンテストを行うこととしております。これには、ゆめタウン徳島にも御協力いただき、ゆめタウン館内で優秀作品の表彰式を行い、夏休み期間中の標語の掲示により、広く町民の方にも啓発をしてまいります。また、大塚製薬株式会社のイオン飲料を町内幼稚園、小学校、中学校に提供し、熱中症対策に役立てていただいております。先日の藍住中学校、藍住東中学校の体育祭では、保護者の皆様にお手伝いいただき、熱中症対策として、競技の合間に子供たちに提供することができました。子供たちや保護者の方に喜んでいただきました。今後ともこうした取組を通して、子供たちが楽しく安全に過ごせるよう、効果的な熱中症対策に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●5番議員（竹内君彦君） ありがとうございます。この民間企業との連携というのはすごい非常に大切だと思いますし、あの熱中症対策についてはものすごく効果的なんではないかなと思いますので、今後とも、あの継続して続けていってほしいと思います。

次に、前回の中学生議会で、熱中症対策として日よけテントやミスト等を設置するとありましたが、その進捗状況をお教えてください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 竹内議員の御質問に答弁させていただきます。日よけテントにつきましては、体育の時間に利用できるよう、藍住中学校では昨年度から設置をしており、東中学校でも今年度から設置を行うこととしております。また、ミストにつきましては設置の準備が整っておりますので、適切な時期に運動場の手洗い場等の利用を始めることとしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君起立〕

●5番議員（竹内君彦君） 再問します。このミストの設置は、いつ頃とかいうのはもう決まっていますか。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） はい。竹内議員の再問に答弁させていただきます。藍住中学校、藍住東中学校と現在、間もなく暑くなってまいりますので、現在、いつの時期から始めるのかを協議しておりますので、近いうち、6月中には設置できると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●5番議員（竹内君彦君） ありがとうございます。できるだけ早急にこのミストなり、テントなりを設置をよろしくお願いいたします。

続いて、暑さ対策での冷水機の使用についてお聞きいたします。各小中学校での冷水機をコロナ禍で使用禁止になったり、撤去したりと聞いておりますが、各小中学校での冷水機の設置状況、使用状況をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 竹内議員の御質問に答弁させていただきます。小学校には現在、冷水機の設置はございません。こちらについては、コロナ以前から設置をしておりませんでした。藍住中学校では西校舎1階、2階、3階、各に、各1台ずつの3台、体育館入口に1台、運動場に1台の計5台でございます。藍住東中学校では体育館に1台、普通教室棟に1台、南側玄関に1台の計3台となっております。両校とも全て稼働中でございます。

なお、任意ですが、安全のため水質検査の実施を行うこととしております。以上、

答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●5番議員（竹内君彦君） この冷水機も熱中症対策などには非常に効果的だと思いますので、今後もよろしく願いいたします。

最後に、藍住町でのスポーツを楽しむ町民の皆様の熱中症対策として、町民、藍住町民体育館、体育センター、武道館など町の体育施設ではどのような対策がとられているのかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 橋本社会教育課長。

〔社会教育課長 橋本清臣君登壇〕

◎社会教育課長（橋本清臣君） 藍住町民体育館、体育センター、武道館における熱中症対策について答弁をさせていただきます。町民体育館におきましては空調設備がありますが、冷房設備を使用しない場合はアリーナの窓と出入口を開放し、アリーナ上部にある大型の換気扇による換気と、大型扇風機を、アリーナ内で大型扇風機を使った空気の循環を行い、利用いただいております。体育センター及び武道館におきましては常時管理する者がいないため、利用者においてアリーナ館内の窓とドアを開放し、大型扇風機を使って空気の循環を行い、利用いただいております。武道館ではさらに日中閉め切られた状態が長く、熱気が滞留しているため、スポットクーラーも使用し、館内の空気の循環を行っておりますが、さらなる暑さ対策が必要な状態にあるため、現在、スポットクーラー、大型扇風機の増設の準備を進めております。そうした対策をしても、なお、アリーナ内、館内の気温が環境省熱中症予防情報サイト、熱中症予防運動に関する指針における暑さ指数で激しい運動は中止となった場合は使用を中止、中止していただくようお願いをしております。また、これらの施設の利用が多い町スポーツ協会、スポーツ少年団などに対しては、会議等の機会を利用し、スポーツ庁や環境省が示すスポーツ活動における熱中症事故の防止や熱中症に関する情報に関するチラシを用いた説明を行うとともに、各施設の入口等にチラシを掲示し、周知啓発を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●5番議員（竹内君彦君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君）　ここで小休します。再開は、午前１１時２０分からとします。

午前１１時１５分小休

午前１１時２０分再開

○議長（米本義博君）　小休前に引き続き、会議を再開します。

次に、１０番議員、小川幸英君。あつすいません。小川幸英君の一般質問を許可します。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　議長の許可がありましたので、一般質問をいたします。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

まず、障害児支援について伺います。本町の障害児の総数は何人か伺います。

○議長（米本義博君）　深見福祉課長。

〔福祉課長　深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君）　ただいまの御質問に答弁をいたします。障害児の定義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４条及び児童福祉法第４条第２項に規定をされております。この法律に基づく本町の障害児の数は、身体障害者手帳を所持する障害のある児童が１６人。療育手帳を所持する知的障害のある児童が８７人。精神障害者、精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害のある児童が８人。発達障害者支援法第２条第２項に規定する自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、これらに類する脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発現する発達障害またはその疑いがあるもの、また、障害児通所支援事業等を利用し、社会的障壁により日常生活や社会生活に制限を受ける１８歳未満のものが２１３人となっており、重複障害の方も含め、総勢３２４人でございます。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君）　小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●１０番議員（小川幸英君）　次に、日中一時支援事業契約事業所一覧表について、この一覧表はいつ作成したのか伺います。

○議長（米本義博君）　深見福祉課長。

〔福祉課長　深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。日中一時支援事業契約事業所一覧につきましては、新規登録申請または変更申請により、登録内容を更新する場合や担当職員が必要と考える情報の追加を行う場合に修正をしております。6月4日付けの資料請求によりお渡しした一覧表は、情報追加を行ったもので、5月末から福祉課窓口でお渡ししているものでございます。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） この日中一時支援の一覧表、5月末からということでありましたが、私は5月以前まで、前の一覧表について、町民の方からたくさんの相談を受けました。前の一覧表は対象年齢の表記もなく、小中学生に対応してくれる施設が少ないとの声が多かった。新しく発表した一覧表は障害児、障害者と分けているが、徳島市の場合、乳幼児、小学生、中学生、高校生、知的障害者、重心医療と分けた一覧表を作っております。本町においても保護者の方が使いやすい事業者一覧を、表をもう少し考えて刷新してはどうか伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。日中一時支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業により実施をする事業であり、利用対象者の区分は、同法第4条において定義のある18歳以上の障害者と18歳未満の障害児となっております。本町におきましても、この区分表記を利用しておりますので、お渡しした一覧表のとおりでございます。以前のは、確かに者、児の表記をしておりませんでした。利用についてできるかどうか分からないとの御意見があったことから、内容を修正しております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問いたします。先ほど、日中一時支援について説明がありました。地域生活支援事業の中に、日常生活支援で、日中一時支援として障害者の日中における活動の場を確保し、日頃、介護に当たっている家族の休息を支援しますとありますが、その家族の休息を支援するという、それに間違いのないで

すか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 間違いございません。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再々問いたします。間違いはないということでしたが、担当課は、そのことから、障害児や家族に寄り添った対策を立てるべきだと思います。この日中一時支援の表で子供向けと大人向けを分けて、これ日中一時支援事業所一覧表を細かく作成できないか伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 先ほども答弁をいたしました。法に基づく年齢区分といたしておりますので、そのままの一覧表を今後も利用していきたいと考えております。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 日中一時支援に係り、町に相談に来た人への対応はどのようにしているか伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 窓口での相談対応につきましては、まず、お話をお聞きすることから始まると考えております。このことは、日中一時支援事業事務のみの対応ではなく、行政窓口全体の責務であり、相談者が適切な支援を受けるために欠かせない業務であるということを御承知の上の御質問であると前提して、答弁をさせていただきます。障害のある方または御家族からの相談には、その内容や希望により、制度や生活状況、身体状況、年齢等を考慮し、適正な支援に向けた調整を行っております。継続的な相談支援が必要なケースが多い中で、適切なサービスにつなぐことや専門的な支援につないでいくというプロセスを基本に、障害者相談支援委託事業所や特定相談支援事業所、主にソーシャルワークを業務とする関係機関との連携を密にし、行政窓口も含め、今後もアクセスしやすい相談支援体制を強化

してまいります。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） この日中一時支援の作業所について、家族の方が連絡しても対象する場所が少ないし、毎日のことなので、あんまり遠いところには行けないというような声もあります。この必要に応じて認可施設の数を増やし、間口を広げ、障害児を持つ家庭が安心して生活できるような取組は考えているか伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。日中一時支援事業は、徳島県の事業所指定を取得した事業者と町が業務契約を締結し、障害者、児の御家族の一時的な休息のために利用ができるよう、委託事業として実施しております。実施事業所は、必要なスペースの確保と人員を配置して利用者の日中における活動の場を提供することを実施要綱で規定しており、指定基準を審査した上で、町が認める事業所として登録を行います。事業所数の制限をしているわけではございませんので、今後も制度に基づく適切な運営と支援体制を満たすことができると認めることができれば随時事業所登録をし、障害児だけではなく、障害のある方の御家族が安心して御利用いただけるよう、サービス等の質の向上に取り組んでまいります。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） ただいまの答弁によりますと、もう積極的に取り組んでいくというようなことでありました。今後もよろしく願いいたしておきます。

次に、障害児を受け入れる機関、事業所との連携はどうなっているか伺います。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。障害のある方への支援は継続的かつ多岐にわたるケースが多く、関係機関や事業所との連携がなければ支援はできないものだと考えております。また、御質問の障害児に関しましても、関係機関や事業所との連携があるからこそサービス提供ができているものと理解いただければと存じます。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 受け入れる事業所の支援員、役場の担当の職員のスキルアップ、研修の場、育成はどうなっているか伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。障害者支援のみではなく、ここ数年の制度改正には目まぐるしいものがあります。こうした中で、事業所職員や行政職員は国や県、民間などが実施する様々な研修を受け、制度を理解し、業務を正しく遂行できるよう努力をしております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、不登校対策について伺います。国や県においても不登校の子供が増え、大きな問題になっています。本町の過去5年間の小中学生の不登校児童、生徒とキャロツ子学級に通学する児童生徒数は何人か伺います。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 小川議員の御質問に答弁させていただきます。まず、資料請求をしていただいておりますので、資料を基に令和元年度から令和5年度の5年間の状況を説明させていただきます。いずれも3月末時点の人数です。最初に、不登校の児童生徒数です。こちらは、各年度において30日以上欠席であり、かつ欠席理由が不登校で報告されている児童生徒数です。令和元年度、小学校18名、中学校36名、計54名。令和2年度、小学校22名、中学校34名、計56名。令和3年度、小学校31名、中学校26名、計57名。令和4年度、小学校47名、中学校54名、計101名。令和5年度、小学校55名、中学校68名、計123名。

次に、キャロツ子学級の在籍児童生徒数です。こちらも3月末時点の人数でございます。令和元年度、小学校7名、中学校22名、計29名。令和2年度、小学校2名、中学校18名、計20名。令和3年度、小学校5名、中学校15名、計20名。令和4年度、小学校6名、中学校24名、計30名。令和5年度、小学校6名、中学校21名、計27名。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問いたします。まあ、人数の報告を先ほどいただきました。令和1年が小学校18人、中学校36人、合わせて54人。令和5年度が小学校55人、中学校68人で123人と、倍以上に不登校が増えております。また令和5年度の資料によると、先ほども言ったように、小中合わせて123人が不登校になっていますが、その中でキャロツ子学級に通学しているのは小学校6人、中学校21人、合わせて27人とのことでしたが、これ差し引きますと96人が学校も行っていない、キャロツ子学級も行っていないという完全な不登校状態といえますが、その子供たちの対応はどうなっていますか伺います。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 教育委員会では、不登校児童の、児童生徒に対する対応としまして、様々な相談窓口を設けております。まず、不登校の予兆があった場合は、まず最初に学校から保護者へ連絡を入れております。学校からの対応に加えて、その方の状況、個々の状況に応じた対応が必要となってきますので、その場合は、児童や生徒、保護者の心のケアを行うスクールカウンセラー、福祉の専門家として児童生徒や保護者を取り巻く環境へのサポートするスクールソーシャルワーカー、青少年相談室など、保護者の方に御紹介し、相談体制の充実を図っております。また、今年度は、鳴門教育大学の教授が主体となったNPO法人予防教育アカデミーと連携協定を結び、キャロツ子学級に通う子供たちの保護者からの相談事業も新しく開始する予定でございます。以上のように、様々な相談窓口を町としても充実させており、保護者の方、児童生徒の対応に当たっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 町として、様々な取組をしているということでありましたが。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

●10番議員（小川幸英君） はい。

○議長（米本義博君） それは再々問ですか。

●10番議員（小川幸英君） 再々問。はい。それに、それなのに、毎年20人か

ぐらい増えております。特に高校入試の際には内申が重要視され、不登校の子は大概不利な状態といわれております。やはりあの教育委員会としても、もっと積極的に不登校の子供が少なくなるよう、なくなるような取組をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 取組の強化ということでございます。まず、取組を説明させていただく前に、不登校の要因の分析を国のほうがしております。こちらについては、児童生徒の問題行動、不登校生徒指導上の諸課題に関する調査が実施されております。結果によると、小学校、中学校における不登校児童数は29万9,048人であり、過去最高となりました。同調査では、不登校の主たる要因が無気力、不安とされております。本町としましても、こちらの調査結果を受けて、不登校の傾向を知る必要があると考えております。様々な相談機関を用意しておりますが、決して十分であるとは考えておりません。これからも、今年度、新たな取組として始めたNPO法人との関わり、また、それ以外の関わりも模索しつつ、保護者の方に寄り添った対応、児童生徒に寄り添った対応ができればと考えております。以上、答弁させていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 不登校に、児童に対する様々な対策をお聞きしました。不登校児童の支援に対する基本的な考え方はどのように思っているか伺います。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君登壇〕

◎教育長（堤広幸君） 小川議員の御質問に答弁させていただきます。不登校児童生徒への支援の在り方については、文部科学省から基本的な考え方が次のように示されております。学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会に自立することを目指すとともに、児童生徒によっては、不登校の時期が休養等の積極的な意味をもつことがある。一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的リスクが存在することに留意することとあります。本町教育委員会といたしましては、児童生徒が将来社会において自立する力を養うことにおいて、学校教育の中でも義務教育の果たす役割は極めて大きいと

考えております。既存の学校教育になじめない児童生徒をどのように受け入れていくのか。また、不登校の児童生徒の状況に合った学びの場を確保するとともに、学校関係者や保護者、必要に応じて関係機関と情報共有し、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援をすることが重要であるとも考えています。また、学校は、児童生徒が自己の存在感を実感し、精神的な充実感が得られる心の居場所であり、社会性を身につける絆づくりの場でもあり、さらに、安心して通うことができるためには、いじめや暴力を許さない学校づくりを行い、学校に行きたい、学校が楽しいと思ってもらえる魅力ある学校を目指してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 教育長の話の中に、魅力ある学校づくりを目指して不登校児童を少なくするというような答弁がありました。ぜひとも積極的に対策していただきたいと思います。また、不登校になった際、どこに相談していいのかわからないという事例もあるが、この課題の認識はどうしているのか伺います。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。学校は、児童生徒にとって、不登校の予兆をまず捉え、捉えられる存在です。1日、2日と欠席が続いた場合には、必ず学校から保護者へ連絡入れる等の働きかけが行われております。また、欠席の理由が病気やけががなく、登校しにくい状況がある場合は、その解消に向けて個々の実情に応じた対応が必要となります。先ほどの答弁と重なる部分がありますが、対応が必要な場合は、学校の様々な対応に加え、児童生徒や保護者の心のケアを行うスクールカウンセラー、福祉の専門家として児童生徒や保護者を取り巻く環境へのサポートをするスクールソーシャルワーカー、青少年相談室などを保護者の方に紹介し、相談体制の充実を図っております。今年度は、鳴門教育大学の、大学の教授が主体となったNPO法人予防教育アカデミーと連携協定を結び、新たな相談事業も開始する予定としております。以上のように、様々な課題を抱える児童生徒への早期かつ的確な支援や不登校状態にある児童生徒への支援に向けて、関係機関との情報連携、そして、行動連携を図りながら取り組んでいるところでございます。また、議員の御質問に、どこに相談していいのかわからない事例があると

のことでした。答弁で申し上げたとおり、学校からの働きかけや相談窓口の整備、ホームページの掲載や全校児童生徒への案内の配布に努めており、教育委員会としてはそのような状況はないと考えております。しかしながら、事例となりますと、実際にあった出来事となります。議員としてのお立場上、様々な相談が寄せられると思いますが、この事例について、可能な範囲で結構でございます。後ほど、お示しいただければと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 市町村の中で、不登校児童に対する考え方、相談支援先を示したものを保護者向けに配布しているところがあると聞くが、本町でも配布してはどうか伺います。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。青少年相談室では毎年、年度当初に町内小学校、中学校の児童生徒全員に活動内容や相談先を記載した印刷物を配布し、町のホームページへの掲載を行っております。さらに、関係機関へはポスターの掲示を依頼しております。また、スクールソーシャルワーカーの相談などについても、こちらも町内小学校、中学校の児童生徒全員に、家庭用として、1学期と2学期の早い時期に相談内容や連絡先を記載した印刷物を配布しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 先ほどのキャロツ子学級に21名が通っているというような報告を受けましたが、この不登校児童生徒について、心の支援員であるキャロツ子学級の取組について、学校の先生とキャロツ子学級の先生とは密接に連携しているか伺います。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。藍住町における教育支援センター、いわゆる適応指導教室はキャロツ子学級という名称で、平成8年11月に設置されております。取組の一部を紹介させていただきますと、今年度の支援体

制は、適応指導教室のスクールカウンセラーやボランティアの学習支援員、鳴門教育大学院の実習生、徳島大学の学生ボランティアなどの方々に学習支援や活動支援のお手伝いをいただいております。議員御質問の学校の先生との連携についても、キャロツ子学級での活動状況や出席状況を各中学校には毎日、各小学校には毎週、情報を共有して対応しております。また、先生による授業も行われており、毎週月曜日にはALTの先生による英語学習があります。昨年度の活動になりますが、進路についての学活や、理科で電気分解の実験をしたり、社会で地図の見方を学習したり、技術や美術などの授業も行いました。校長先生や担任の先生も、児童生徒の様子を見に来てくれております。キャロツ子学級は、学校の先生だけでなく、今後地域の方やボランティアの方々の御協力をいただきながら、児童生徒、保護者の方の支援に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、校内教育支援センター設置について伺います。国は緊急強化が必要であると考え、29億円の予算を組み、設置に必要な経費を支援することですが、本町では、5年度は小中学生合わせて123人との報告がありました。今のところ学校においては保健室とかで活用するという事も聞きましたが、この支援センターを設置する考えはあるか伺います。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。藍住町における校内教育支援センターは、学校には行けるが自分のクラスに入りづらい児童生徒の居場所をつくり、不登校を未然に防止したり、不登校児童生徒の登校復帰を支援することを目的として、令和5年度に、本町においては令和5年度に、とまり木ルームの名称で藍住中学校に、ENGAWA教室の名称で藍住東中学校に、それぞれ設置されました。これら各センターでは、青少年相談室の職員やスクールカウンセラー、徳島大学の学生ボランティアの方が活動や学習のサポートを行って来ております。以上、答弁をさせていただきます。

○議長（米本義博君） ここで昼食のための休憩をとります。再開は午後1時からとします。

午前11時58分小休

○議長（米本義博君） 一般質問を再開します。質問者は質問を続けてください。
小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問いたします。校内教育支援センターについては、5年度に藍住中学校、東中学校に設置されたのことでしたが、1年間で何人が使用したか、また、小学校に設置は検討しているか伺います。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 小川議員の再問にお答えいたします。藍住中学校のとまり木ルームにつきましては、令和5年4月から開設をしております。こちらの利用人数ですが、延べになります。令和5年度、30名の利用がございました。東中学校のENGAWA教室では、令和5年10月18日からの開設になっております。こちらは、こちらも延べ人数でございますが、73人の利用になっております。現在、小学校では校内教育支援センターの設置はしていませんが、保健室ですとか図書館の場所を利用して登校してくれている児童生徒もおります。今後は状況に応じて、また検討を進めていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、空き家対策について。町内の空き家の件数と倒壊の危険を伴う特定空き家の件数は何件あるか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） はい、小川議員御質問の町内の空き家の件数と倒壊の危険を伴う特定空き家の件数は何件あるかという御質問に答弁をさせていただきます。事前に小川議員から資料請求がありましたので、その資料により御説明させていただきます。平成28年度に実施いたしました町内全域の空き家等実態調査では、住宅や倉庫、店舗などを含め、外観からの目視による空き家は、調査対象数1万3,476棟の3.2パーセントであります433棟でありました。その後、61棟の取壊しが確認されておりました。現在、把握しております空き家は372棟

でございます。このうち、建物の倒壊の危険性または周辺に影響を及ぼしている空き家等につきましては、以前、報告させていただきました5棟のうち2棟が取り壊されており、現在は3棟がまだ残存している状況でございます。また、本町において認定している特定空き家は、現在のところはございません。なお、本年度、空き家等実態調査を実施いたしまして、その調査結果を踏まえ、令和7年度に空き家等対策計画の見直しを行うことといたしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 徳島県下の市町村の多くが空き家除却支援事業に補助金を出しているが、本町の取組はどうなっているか伺います。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君登壇〕

◎副町長（齊藤秀樹君） 空き家の除去に対する補助制度につきましてお答えいたします。国においては、老朽化した危険な空き家等の除去に対する補助制度、老朽危険空き家等除去支援事業があり、本町では、こちらを優先して対応しております。前回の空き家調査で、建物の倒壊の危険性がある空き家等として5棟確認されましたが、いずれも補助の採択基準を満たしておらず、また、他の空き家についても広報での周知や現地確認等を行いました。この事業に該当する空き家はありませんでした。本町としましては、本年度に実施します実態調査におきましても、まずこの事業の活用を念頭に、危険、老朽危険空き家を的確に判断できるなど体制の整備を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問、再問します。県下の市町村の補助費用、最高80万ですか、が、ほとんどの、藍住町だけ除いて、この表をとりますと、事業としてやっております。藍住町は7年度に見直すということでありました。これ、昨年度は1件も補助がなかったということですが、やはり早急にこれはしていかなければ、なかなか空き家対策というのはできないと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君起立〕

◎副町長（齊藤秀樹君） はい。先ほど申し上げましたように、今年度、実態調査を実施いたします。地理的条件等もあり各市町村が全く同じという条件には当てはまらないかもしれませんが、本町特有の事情もあるかと思えます。丁寧に見直しをしながら的確に対応してまいりたいと考えております。以上、再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、空き家バンクの取組はしているか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 空き家バンクについてお答えいたします。空き家バンクは、空き家の有効活用を通じた人口減少対策、そして、放置された空き家の老朽化や不法侵入など、安全性、衛生環境に悪影響を及ぼすような問題など、様々な課題の解決を目指す重要な取組であります。しかしながら、本町では、独自の空き家バンク制度は創設いたしておりません。空き家に関する相談がありましたら、徳島県の徳島回帰住宅対策総合支援センターが運営する空き家情報バンクを紹介させていただきます。こちらの空き家情報バンクでは、国土交通省が選定しました民間企業と連携し、県内もとより全国の空き家情報を集約し、空き家の所有者と、それを借りたい、購入したいと考える人々をつなぐためのプラットフォームを提供いたしております。また、同センターでは相談窓口を常設しているほか、相続や税金、売買、賃貸契約、登記手続きなど専門的相談について、弁護士などの専門家相談を行っております。本町のホームページでも、国土交通省の民間企業と提携した空き家バンク情報サイトを紹介する準備を現在、進めているところでございます。本町では、これらの周知とともに、的確かつ有益な関連情報の収集等に努めてまいりたいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、移住空き家相談窓口設置について伺います。空き家の持ち主と利用希望者を仲介する東みよし町で、制度の利用が2023年度から急増している。町内の空き家で売買、賃貸契約が成立した件数は、制度を始め

た18年度から5年間で19件だったが、この1年余りで12件に上がったとのことですが、本町でも移住空き家相談窓口を設置してはどうか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 移住空き家の相談の窓口につきましては、先ほど申し上げましたとおり、本町独自の空き家バンクを創設していないこと、また、相談窓口としては相当の専門的な知識や経験が必要とされていることから、現状では設置に至っておりません。移住に関しての御相談がありました場合は、空き家に限らず、本町への移住が誘導できますよう、適切な関係部署や関係機関と連携した対応に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 空き家問題は複数の法律知識が必要だが、担当職員のスキルアップ等はしているか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 空き家問題における法律知識の習得など、担当職員のスキルアップについて答弁させていただきます。空き家対策が全国的な課題となり、平成27年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されてから約10年となりますが、この間、空き家は増加の一途となり、その原因が複雑と化していることから、対策も多岐にわたることとなります。全国的には今後ますます、様々な事例が生じることが想定されますので、本町としては効率的、効果的に空き家対策を進めるため、本町における相談内容の解決に適用できる、限られた事例に即した研究に当たっております。その過程で関係法令を複数の職員で丁寧に確認し、その必要に応じて関係機関や弁護士などに照会するなど、そのほか、徳島県空き家等対策推進協議会や関係機関との交流機会をいかし、情報収集等に努め、業務のレベルアップに努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 住民の方から空き家の倒壊や台風による建築材料の

飛散、火災や不審者の侵入による犯罪の発生や雑草の放置による農作物の障害をもたらすとの声を聞いているが、こういう声が上がった場合、どう対処しているか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 空き家の倒壊や台風による飛散、火災、不審者、雑草などに対処するための取組について答弁させていただきます。空き家が周辺環境に影響を及ぼしているので対策を講じてほしいとの相談があった場合は、まず、現地確認を行い、状況を把握いたします。その後、土地建物の所有者や相続人に対して、その現況写真を添えて、改善を促す通知をお送りいたしております。また、通知を行っても改善が見られない場合、可能な限り所有者等に直接アプローチを行い、空き家の適正な管理をしていくための説明をいたしているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 所有者と連絡できる対策をとっているか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 老朽危険空き家や周辺の環境に悪影響を及ぼしている空き家の所有者との連絡体制についてお答えいたします。空き家の所有者を特定するためには、登記や戸籍情報などにより適切に調査を進めております。しかしながら、相続人不明等の場合、連絡できないことがあります。相続人未確定の空き家対策は非常に複雑で困難な課題であり、様々な視点からのアプローチが必要となります。今後も地域の関係者の方々と連携し、必要な情報の収集に努めるなど、効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（米本義博君） ここで小休します。再開は午後1時からとします。

すいません。午後1時25分からとします。

午後 1 時 1 8 分小休

午後 1 時 2 1 分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き会議を再開します。

次に、1 番議員、栗島和義君の一般質問を許可します。

栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1 番議員（栗島和義君） 栗島和義でございます。議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。理事者の皆様におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。それでは、質問に移らせていただきます。

まずは、本町の小学校、中学校体育館への空調設備の整備についてでございます。本町の小中学校体育館は、平時においては児童生徒のため、あるいは社会体育活動の拠点としての施設ということが前提となりますが、昨今の気候変動で冬の寒さに加え夏には人命に関わるほどの猛暑になることを考えますと、熱中症対策の観点からも、現在の小中学校体育館では、学校活動や社会体育活動としての環境に望ましいとは言い難い状況であり、空調設備の整備が必要であると考えますが、御認識をお聞かせください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 栗島議員の御質問に答弁させていただきます。小中学校の体育館につきましては、議員御指摘のとおり空調設備はなく、児童生徒の学校活動や社会体育活動に望ましい安全な環境にない、熱中症対策の観点から空調設備の必要性を教育委員会として認識しております。これらを実現するには、体育館の構造に合った事業手法や空調機器の選択、事業費や財源等詳細な検討を行い、効率的な計画を立てる必要があると考えております。しかしながら、ここ数年は最高気温が 35 度以上になる猛暑日が増え、危険な暑さのせいで子供たちの活動が制限される日もあります。緊急的な対応になりますが、教育委員会として今後もスポットクーラーや大型ファンなどの設置を検討してまいります。また、体育館への空調設備の設置は文部科学省の学校施設環境改善交付金事業の対象であることや、体育館が避難所に指定されているため活用できる地方債があることなどから、関係部署と協議を進めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 先ほど申しました小学校、中学校体育館ですが、平時においては学校活動や社会体育活動の拠点となっておりますが、災害時には避難所にもなります。本年1月の能登半島地震におきましても、極寒の中、避難所となっている体育館で毛布にくるまり寒さに耐えている被災者の方々が数多くおられました。今後、地震のほか豪雨災害など、どこでも起こり得る自然災害のことを考えますと、災害時避難所としての観点からも、空調設備の整備が被災者の方々の命を守るためにも非常に重要になると考えますが、改めて御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。避難、災害時、避難所としての空調設備の設備が必要ではないかとの御質問でございました。御承知のとおり、本町の小中学校体育館は、災害時の指定避難所及び緊急、指定緊急避難所、避難場所であり、大規模な災害が発生した際には、多くの町民の皆様が身を寄せることになると考えております。避難者の中には、特に配慮が必要となる高齢者や障害者、妊婦、乳幼児、外国人など、様々な立場の方がいらっしゃる事が想定され、慣れない避難所で滞在するためには、避難所生活等、日常生活に大きな変化がないよう避難所の環境を整える必要があると考えております。また、災害はいつ発生するか分かりません。季節や時間帯、天候などを問わず、避難者の方が快適な避難所生活を送れるよう準備を進めています。中でも、避難所内の温度を適正に保つためには、空調設備の整備は大変重要な課題であると認識しております。そのため、先ほど教育次長が答弁いたしましたとおり、今後、整備を検討していくこととしております。それまでの間の対応といたしまして、まず暑さ、暑さ対策としては、大型の扇風機やスポットクーラー、寒さ対策としては、毛布や、簡易ベッド、使い捨てカイロの備蓄などにより対応してまいります。また、スポットクーラーや暖房器具などの空調設備を優先的にレンタルできたり畳を無料で届けてもらうために、各事業者と災害協定を締結し対応を進めているところであります。小中学校体育館への空調設備の整備は、避難所の防災機能の強化という観点からも必要であると考えていますので、施設を管理している教育委員会と十分連携をとりながら、検討して

まいります。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 整備について検討していただけるという答弁でありましたが、体育館の空調設備の種類の設定について御質問いたします。災害時には、停電にもなることが想定されます。そこで、非常時には自ら発電し、携帯電話やスマートフォン、パソコン、またタブレットや非常用照明といった避難所では必須機器の動力源としても機能するタイプもある、GHP、ガスヒートポンプ式の空調設備を検討するべきではないかと考えますが、お考えをお答えください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。空調設備の整備について、ガスヒートポンプ式を検討してみてもどうかという御提案をいただきました。ガスヒートポンプ式空調設備は、LPガスなどを動力として冷暖房を行う空調設備のことで、災害時でも停電などに影響されないため、安定的に稼働できる設備として注目をされています。また、議員御指摘のとおり、発電機とバッテリーを搭載したものもあり、停電時には電気の供給も可能な設備となっております。このため、災害対応を念頭に置くと、非常に有効な空調設備であると考えます。が、一方で、電気式の空調設備よりもコストが高く、設置スペースを広く必要とし、また、定期的なメンテナンスなどが必要という課題もございます。以上の点などを踏まえ、空調設備の整備にあたっては、教育委員会と連携しながら、最適な設備整備を目指してまいりたいと考えております。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 体育館への空調設備については現在、設置に関する経費の一部に対し、国庫補助事業もあります。GHP方式の導入も視野に入れながら、今後、国や県の情報などもさらに調査研究をしていただいて、ぜひ整備計画を推し進めていただきたいと申し添えて、次の質問に移らさせていただきます。

続きまして、大規模災害に備える携帯トイレの備蓄の現状と今後について質問いたします。災害はいつどこで起きるか分かりません。能登半島地震の教訓の一つとして、人間の尊厳や命にも関わるトイレの問題が顕在化いたしました。能登半島地

震では、国によるプッシュ型支援により工事現場にあるような仮設トイレが各地の避難所に届き始めたのは、発災から4日目以降と伺っております。つまり、発災から3日間は、自治体等で携帯トイレを確保しなければならないということになります。トイレが不足することにより、特に高齢者は飲食を控え、体力が減耗し、エコノミー症候群になる方が増加するなど、二次災害が懸念されております。今回の能登半島地震が発生した被災地である石川県では、約2.5万回分、基礎自治体でも約8.3万回分の携帯トイレが備蓄されておりましたが、全く足りず、発災当初は大変な問題となりました。急遽、政府により約100万回分を超える携帯トイレが追加で供給されたと聞いております。実際消防庁の地方防災行政の現状でも、自治体における携帯簡易トイレの備蓄は、必要量に達していない状況にあります。今回の能登半島地震では、仮設トイレの目標である50人に対して1基の設置が達成するまで10日程度かかっており、初期対応に、携帯トイレ、簡易トイレ等を一定量備蓄しておくことが必要です。そして、特に重要なのが、携帯トイレの備蓄だと考えております。発災初期の段階でしっかりと通常のトイレにおいて携帯トイレを使用することで、携帯トイレの使用。言い直します。通常トイレの使用が可能な状況となります。常に携帯トイレの備蓄がないと発災直後には水が使えない場合が多く、汚物があふれ、すぐに通常トイレが使用不能となるといったことが今回の能登半島地震でも多く見られました。そうすると、携帯トイレを使う場所を新たに設置しなければならなくなりますが、初期の段階で、通常のトイレにおいて、しっかりと携帯トイレを使用することで、通常トイレという安心な環境で携帯トイレを使用し続けることができます。そこで、能登半島地震での教訓を踏まえ、本町におきましても、今後の災害に備えて、想定される最大避難者数などを基に携帯トイレの備蓄計画の見直しと同時に必要数を調達すべきと考えますが、備蓄の現状と今後の方針についてお聞かせください。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。携帯トイレの備蓄計画についての御質問でございました。まず、本町の災害時の備蓄体制につきましては、南海トラフ地震等に対応した備蓄方針に基づいて計画的に整えているところでございます。この備蓄方針では、災害発生後1日目は町民の皆様が持参したものの、2日目は町が備蓄したものの、3日目は県が備蓄したものの、4日目以降は広域支援による

ものを活用することとしており、それぞれが準備していく方針となっています。また、備蓄計画の基礎となる本町における大規模災害発生時の最大避難者数は9,400人と想定されていることから、現時点では想定最大避難者数に基づき各備蓄品目について備蓄数を定め、年次的に整備を進めているところでございます。その中で携帯トイレにつきましては、町の備蓄計画として4万7,000個を備蓄することとしております。これは、内閣府が示すトイレの平均的な使用回数が1人1日5回となっていることから、避難者数9,400人の5回分で合計4万7,000個としております。令和5年度末現在での備蓄数は3万500個で目標備蓄数に達していませんが、これは、携帯トイレの耐用年数15年に基づき年次的に備蓄をしているためでございます。今後も引き続き、計画とおりに備蓄を進めてまいりたいと考えております。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●1番議員（栗島和義君） 再問いたします。現状では、携帯トイレの備蓄数が3万500個ということで、想定される最大避難者数9,400人の1日分、4万7,000個に足りていない状況だと思います。本当に災害はいつ起こるか分かりません。その上で、今後、具体的にどのように携帯トイレの備蓄数を増やしていく方針なのかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。目標備蓄数につきましては先ほど御答弁いたしましたとおり、備蓄方針に基づき想定最大避難者数を基に算定をしており、他の備蓄品、物品についても同様の方針で備蓄を進めております。まずは、目標数まで計画的に備蓄を進めることに注力してまいりたいと考えております。また、災害時のトイレにつきましては、携帯トイレだけではなく、マンホールトイレや災害協定による仮設トイレなども準備しており、さらには、オストメイトトイレなど、特別に配慮が必要な方のトイレについても備蓄を進め、様々な観点から充実を図っております。災害発生1日目について町民の皆様の手助けをお願いするのは、災害発生直後は我々行政機関や職員も被災し、町民の皆様への支援が届かないことが想定されます。そのため、自助、共助の観点から、災害発生後1日目の必要物品については町民皆様に御協力をお願いするものでございますので、御理解

を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●1番議員（栗島和義君） 再々問いたします。本町として段階的に備蓄数を増やしていくとともに、発災1日目におきましては町民の皆様、個人の備蓄も必要であるとの御答弁だったと思いますが、そこで、本町としての携帯トイレの備蓄に加えて、自助の観点からも各御家庭において携帯トイレを備蓄していただくために、啓発活動や備蓄支援なども含め、今後どのように取り組むのかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） はい。お答えいたします。携帯トイレにつきましては、町民の皆様が普段使用することはあまりないかと思えます。そのため、災害時に町民の皆様がスムーズに使用できるよう、使用方法などの周知は必要であると考えております。また、自助の観点から、町民の皆様には、携帯トイレを非常用持ち出し品として、しっかりと準備していただくことも重要であります。これまでも町主催の防災訓練や避難訓練、また、小学生への防災出前講座などの機会に簡易トイレや携帯トイレの使用方法について周知をするとともに、非常用持ち出し品の備蓄を支援するために、購入支援を行ってきたところでございます。今後は、携帯トイレの使用方法に加え、備蓄の重要性についても広く町民の皆様に周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 先ほど申しましたとおり、発災初期の段階でしっかりと通常のトイレにおいて携帯トイレを使用することで、災害時において通常のトイレ施設が使用不能な状態になることを防ぐことができます。そこで、携帯トイレの備蓄とあわせて、発災直後の適切な使用方法等を各避難所の運営マニュアル等に反映する必要があると考えますが、いかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。携帯トイレの使用方法を運営マニュアルに反映してはどうかという御質問であったかと思えます。このた

びの能登半島地震では、災害時のトイレの問題についてマスコミ報道が多くされるなど、改めて注目されました。特に災害発生直後に避難所において誤ったトイレの使い方をすると、その後の避難所運営に大きく支障を来すことが報告されています。本町といたしましても、能登半島地震で浮き彫りになったトイレの問題については県の避難所運営ワーキンググループなどで議論を重ね、課題を解決していく必要があると考えております。議員御指摘の避難所運営マニュアル等へ携帯トイレの使用方法を明示については、町民の皆様に広く知っていただくためには、大変重要な御提言であると考えております。どのような方法での周知がよいかなど、しっかりと検討していき、町民の皆様に災害時のトイレの使用方法について御理解をいただけるように努めてまいりたいと考えております。あわせて、避難所運営マニュアルに基づいた避難所運営訓練を実施するなど、実体験に基づいて町民の皆様に周知してまいりたいと考えております。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 続いて、災害時における介護福祉施設での携帯トイレ、簡易トイレの支援について御質問いたします。災害時のトイレの問題で特に影響を受けられる方は、高齢者など介護が必要な方たちです。厚生労働省は、高齢者介護福祉施設に対する業務継続計画、BCPにおいて携帯トイレや簡易トイレの備蓄を求めています。残念ながら今回の能登半島地震でも介護福祉施設でのトイレ問題が発生したと伺っております。こうした教訓を踏まえ、本町の介護福祉施設での携帯トイレ、簡易トイレの備蓄等の状況を速やかに確認し、介護福祉施設における携帯トイレや簡易トイレの備蓄を支援していくべきだと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。介護福祉施設への災害時のトイレ支援についての御質問であったかと思えます。民間事業者が運営する介護福祉施設などの要配慮の方が利用する施設につきましては、トイレの備蓄などの災害対応は各施設におけるBCP、すなわち、業務継続計画などで定められているものであると承知しております。そのため、各施設における携帯トイレなどの備蓄数について、町では把握はしておりません。が、BCPなどに基づいて適正に整

備を進めていただきたいと考えております。現状の支援といたしましては、法律で義務付けられたBCPや避難確保計画などの策定について、その手法や計画に基づく訓練、防災出前講座の開催など、ソフト面での支援をさせていただいているところでございます。さらに、要配慮者利用施設については、町の定める基準を満たした施設について、指定福祉避難所として指定をさせていただく場合、備蓄品や施設の改修などについて、財政的な支援を行っております。本町といたしましては、今後も引き続き、災害時における課題について関係施設と連携を図ってまいります。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 災害時のトイレ環境の改善は災害関連死を防ぐために不可欠な取組であり、被災者の命を守るため取組として重要課題であるとの認識で、早急に進めていただきたいと願います。それでは、次の質問に移らせていただきます。

庁舎窓口での軟骨伝導イヤホン活用について御質問いたします。ある調査によりますと、日本の難聴者は人口の10パーセントの約1,300万人に上るといわれており、高齢化に伴い、今後さらに増える見込まれております。一方、補聴器の所有率は、難聴者のわずか15パーセントしかないとされております。そこで、現在、本町の庁舎窓口などにおいては耳マークを表示して、耳の聞こえに不安がある方などへ筆談等で対応をしていただいております。とはいえ、実際に窓口で会話をする際、マスクやパーテーションがあると大きな声になってしまい、大事な話がしづらいつの声を高齢者の方からよく伺います。軟骨伝導イヤホンは耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導の仕組みを使い、耳の入口付近に軽く当てるだけで集音器が増幅した音を軟骨伝導のイヤホンを通して聞く仕組みで、会話の音が聞き取りやすくなります。また、イヤホンは集音器とセットとなっており、雑音を取り除く機能もあり、小さな声もはっきりと聞くことができます。このため、窓口で個人情報や周りの人に伝わってしまうという問題についても、このイヤホンは大声で話す必要もなく、プライバシー保護にもつながると考えます。実際に、ある自治体の窓口で軟骨伝導イヤホンを利用した方からは、雑音がなく、若い頃の声に戻った感じだ。や、自分が話すときにも大声を出さなくてもよくなったと大好評のようです。そこで、本町におきましても、耳の聞こえに不安を感じておられる方との円滑なコミュニケーションのさらなる配慮として、また、職員の負担軽減にもつながるこの

軟骨伝導イヤホンを庁舎窓口にぜひ導入していただきたいと考えますが、御見解をお伺いします。

○議長（米本義博君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 栗島議員さんの御質問にお答えさせていただきます。耳の不自由な高齢者や難聴者とのコミュニケーション、さらなる配慮として庁舎窓口に軟骨伝導イヤホンを導入してみてもという御提案でございました。御承知のとおり、役場窓口には各種手続きや相談など多くの町民の皆様が来庁され、中には耳が御不自由な高齢者や難聴者の方もおいでになります。そうした方々においても安心して来庁できる役場、利用しやすい窓口であることが大切であると考えております。議員御提案の軟骨伝導イヤホンは、通常のイヤホンや骨伝導と比べて耳穴を塞がずに軟骨付近に軽く添えるだけで音が拾えるため、痛みや音漏れが少なく、音が立体的で聞きやすくなるといわれております。そのため、窓口で個人情報を大きな声で話せなくて済むので導入している自治体もあることは、もうこれはあの報道等で承知しているところでございます。本町といたしましては、今後、既に導入している他の自治体の状況を参考に、試験的導入に向けて検討してまいりたいと考えております。今後も引き続き、町民の皆様にとってより利用しやすい窓口対応に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 軟骨伝導イヤホンの導入に向け、ただいま高橋町長より前向きな御答弁をいただきました。まずは試験的に導入、使用していただいて、効果を見ながら、さらに導入する窓口を広げていっていただきたいと思います。それでは、次の質問に移らさせていただきます。

5歳児健診の実施について質問いたします。現在、本町では、幼児期の発達発育に関して1歳6か月及び3歳児健診、そして、小学校入学前に6歳児の就学時健康診断が実施されておりますが、まずは、現在の健診の具体的な時期や内容はどのような状況なのかお伺いします。

○議長（米本義博君） 宮本保健センター所長。

〔保健センター所長 宮本洋子君登壇〕

◎保健センター所長（宮本洋子君） それでは、ただいまの御質問のうち、1歳6

か月児及び3歳児健診について答弁させていただきます。1歳6か月児健診と3歳児健診は、市町村が実施しなければならない義務として母子保健法第12条に実施時期とともに規定されています。いずれの健診も該当時期に保護者に通知し、保健センターで実施しています。1歳6か月児健診は年12回に分けて行っています。実施時期は満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児で、健診内容は身体発育状況、栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無、皮膚の疾病の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、四肢運動障害の有無、精神発達の状況、言語障害の有無、予防接種の実施状況、育児上問題となる事項、その他、疾病の及び異常の有無の11項目です。3歳児健診は年14回に分けて行っています。実施時期は満3歳を超え満4歳に達しない幼児と規定があり、おおむね3歳6か月頃に保護者に健診の案内通知をしております。健診内容は1歳6か月児健診と同じ項目のほか、眼の疾病及び異常の有無、耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無を含め13項目です。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 議員御質問のうち、教育委員会が実施しております就学時健康診断について答弁させていただきます。教育委員会では、学校保健安全法に基づき、翌学年の就学予定者を対象として就学時健康診断を実施しております。まず、スケジュールについて説明させていただきます。9月下旬から10月上旬にかけて、健康診断の御案内を保護者へ通知します。この中には、町立幼稚園に通っていない方も含まれております。10月中旬から11月にかけて、各幼稚園や医療機関で健康診断を受診していただきます。12月には、健康診断の結果等を保護者及び就学予定の学校長へ送付することとなっております。

次に、健康診断の内容についてですが、検査項目は7項目からなります。栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無、視力及び聴力、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽頭疾病及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、その他疾病及び異常の有無となっております。以上、答弁させていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） ただいま、1歳6か月及び3歳児、そして、就学時健康診断の現在の状況について御答弁をいただきました。小学校入学後、よりスムー

ズな生活を送るためには、6歳児の就学時健診、健康診断に加え、もっと早い時期からの5歳児健診の必要性を感じております。5歳児で発達上の問題を早期に発見し、支援が必要と判断された場合は、各関係機関と連携して児童に適した支援を決め適切な関わり方をすることで症状が改善され、さらには、福祉や療育など包括的な支援につながられます。発達が心配な子供への支援は、早ければ早いほど小学校生活をスムーズにスタートさせることができると考えます。5歳児健診によってそれぞれの特性に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子供たちが通常学級でも問題なく学べるようになり、実際に5歳児健診を導入した自治体では不登校の児童が減少したという結果もあるそうです。小学校入学前の就学時健診もありますが、就学までの期間が短く支援が難しい、また、子供の成長に不安を感じているが相談できず、1人で抱えてしまう保護者も多いと聞きます。我が子の特性を理解し、関わり方などについて保護者が専門家に相談できる場としても、5歳児健診の実施と健診後のフォローアップ体制の充実は非常に重要だと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 宮本保健センター所長

〔保健センター所長 宮本洋子君登壇〕

◎保健センター所長（宮本洋子君） ただいまの御質問について答弁させていただきます。議員御指摘のとおり、小学校入学後にスムーズな学校生活を送れるよう、就学時健康診断よりも早い時期から支援につなぐことは大切です。そのために、5歳児健診の実施と健診後のフォローアップ体制の充実が重要ではないかという点も承知しております。町では実施していない5歳児健診は、母子保健法第13条の任意の健診となっています。第12条に規定の1歳6か月児健診と3歳児健診の義務とは異なった位置付けではありますが、御承知のとおり、昨年度、閣議決定されたこども未来戦略の中にも盛り込まれております。5歳児健診で行う項目は、身体発育状況、栄養状態、精神発達の状況、言語障害の有無、生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等、それから育児上問題となる事項の確認、その他の疾病及び異常の有無、以上6つで、どれも重要です。この健診について、県と市町村や関係機関を含めた情報収集が始まっています。健診で診察していただく小児科医や公認心理師など経験のある専門職の確保という課題はありますが、協議と並行して、町としても今、可能な取組も考えています。既存の健診に携わる専門職の意識のスキルの向上という視点から、可能な限り早期に必要な支援につなげる。今後の

必要性も見据えて、5歳児の発達の課題についても、より理解を深め対応可能な基盤づくりを行うなどです。また、外部の公認心理師による事後指導についても、年々相談日を増やして就学前の年齢まで相談対応をしております。既存の相談体制から、今後は長期的な視点で専門職の確保も必要と思っております。また、各関係機関との顔の見える関係づくりもフォローアップ体制の充実につながると考えております。このように取り組み可能なことから始め、新たに5歳児健診の実施についても国、県の方針を注視しながら、今後、協議を進めていきたいと思っております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 5歳児健診について御答弁をいただきました。現在、国においても5歳児健診の全国実施に向け、自治体の健診費用の助成等が開始されております。町の宝である大切な子供たちのために、また、誰もが安心して暮らせる明るい藍住町の未来をつくるためにも、国や県、他の自治体の取組なども調査研究をしていただいて、ぜひ5歳児健診の実施に向けて前向きに取り組んでいただきたいと申し添えて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（米本義博君） ここで小休します。再開は午後2時15分からです。

午後2時6分小休

午後2時15分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に、2番議員、新居純一君の一般質問を許可します。

新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。高齢者対策についてお尋ねしますが、その前に、今年3月定例会でフレイルとは介護保険ではどのような状態なのか、私と町長との認識が違っていました。今年の広報あいずみ4月号で地域包括センターから、フレイルとは健康と要介護の中間の時期で、多くの方が健康な状態からフレイル段階を経て、要介護状態に陥るとの解説がありました。ということは、フレイルの状態は、介護保険では要介護の前の要支援の状態だと認識していただいていると思っております。よろしいでしょうか、お尋ねします。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） 新居議員からの町はフレイルが要支援の状態だと認識したと思ってよいかという質問にお答えいたします。まず、フレイルに対する考え方につきましては、さきの3月、一般質問において町長が申し上げたとおりでございます。また、先ほどおっしゃっていただいたように、広報あいずみ4月号におきましてフレイルに関する記事を掲載しておりますが、記事を引用いたしますと、フレイルとは、加齢に伴い、筋力、認知機能、社会とのつながりなどの心身の活力が低下し、入院や要介護の危険性が高まっている状態のことであり、健康と要介護の中間の時期で、多くの方が健康な状態からフレイルの段階を経て、要介護状態に陥るといわれております。その兆候の早期発見、積極的な予防や改善により、進行を遅らせ、健康な状態を取り戻すことができると記載をしております。さて、この記事に対し、町はフレイルが要支援の状態だと認識していると思ってよいかとの御質問をいただきましたので、改めて本町の見解を申し上げます。まず、フレイルという概念は、町広報に掲載したとおりであり、多くの方が健康状態からフレイルの段階を経て、要介護状態に陥るといわれております。御質問の要旨は、フレイルにおけるフレイルの状態と要介護状態との関係において、介護保険制度における要支援がどの状態に該当するのかということかと存じます。介護保険における要支援、要介護認定については、認定調査の結果や主治医の意見書を踏まえた介護認定審査会による審査を経て認定される区分の名称であり、介護の手間の総量である要介護認定等基準時間を推計し、要支援を含む要介護度を決定するという方式が採用されております。このため、介護保険において要支援、要介護認定を受けた状態は、日常生活において何らかの見守りや介助を必要としているということです。一方、フレイルの視点から見た要介護には、心身状態の低下に伴い、医療による処置、御家族や知人による支援、インフォーマルサービス等を活用するなど、身体機能に障害が生じているものの要支援、要介護認定を受けずに日常生活を送られている方も含まれると考えております。これらを踏まえすと、フレイルにおける要介護とは広い意味を有しており、本町では、フレイルにおける要介護を要支援、要介護認定を受けている状態を含め、日常生活を送る上で他者による何らかの支援を要する状態を指すと解釈をしております。なお、フレイルにおける各ステージの状況をどのように解釈するかは、実施主体ごとの考え方に委ねられております。以上、答弁と

いたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問します。確かに、大地課長さんのおっしゃるように、健康な状態からフレイルの状態になって要支援、要介護の、介護になるという説明もあります。で、しかし、徳島県のガイドブックでは、地域包括センターの説明と同じで、健康からフレイルになって要介護となっています。要支援は、何でないのでしょうか。ちなみに、今年4月1日、大阪市福祉局から、元気なうちから始めよう、介護予防・フレイル予防の中でということがありました。その中で、健康な状態からフレイルの状態になる。その次に、身体機能障害に移っていくという表示がありました。その中で、健康な人は自立、フレイルな人は要支援、身体機能障害は要介護ということになっております。以上のことから、大地課長さんの言うことも私の言うことも、あながち、間違いではないかと思えますけども、えっと、いかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君起立〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） 他の自治体の例を示していただきましたけれども、健康と要介護の中間時期であるフレイルと、フレイルでいうところの要介護の間を明確に規定する、あるいは基準として示されたものはございません。本町では、さきに申し上げましたとおり、フレイルにおける要介護を日常生活を送る上で他者による何らかの支援を必要としている状態と解釈し、要支援、要介護は含まれているものと考えて進めております。なお、広報の記載で要介護としておりますのは、住民の皆様に分かりやすくするために要支援、要介護というような表現ではなく、介護認定というような意味合いから要介護という言葉に記載させていただいております。この表現につきましては、以後、誤解のないような表現を用いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） では、本題に入ります。介護予防教室についてお尋ねします。藍住町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画で、令和4年度要支援、要介護の割合を見てみると、本町は国や県と比べ要支援1、要介護1は低く、要支

援2、要介護2が高くなっています。そこで私は、上記介護認定を受けた方々が元気で健康になり介護度の進行を遅らせることができれば、介護保険給付の削減、ひいては介護保険料引き下げにつながると思います。しかし、広報あいずみ4月号で、フレイルとはの解説の最後に、その兆候の早期発見、積極的な予防や改善により、進行を遅らせ、健康な状態を取り戻すことができると説明されているのにもかかわらず、町が募集しているフレイルと密接な関係にある認知症予防の脳若トレーニング教室、広報あいずみ5月号で募集している音楽介護予防教室の対象者が、介護認定を受けてない方となっています。この2つは町主催の教室であることから、介護認定を受けている方々の参加を認め、教室へ参加していただけることで、説明のとおり積極的な予防や改善により進行を遅らせ、健康な状態を取り戻すことができると私も思うので、今後、開催予定の教室があれば、ぜひとも介護認定を受けている方も参加できるよう検討お願いいたします。御答弁をお願いいたします。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） 新居議員の町主催の介護予防教室へ介護認定を受けている方が参加できるよう検討してほしいということについて答弁をいたします。本町の介護予防教室の実施につきましては、介護認定を受けなければならない状態になることを防ぎ、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、身体機能の改善だけでなく、社会参加や生きがいづくりのために実施をしております。町主催の介護予防教室に要支援、要介護認定を受けられている方を対象としていない理由としましては、さきの3月議会の一般質問において回答しましたように、要支援要介護認定を受けられている方は何らかの見守りや介助を必要とされる事情をお持ちの方であり、身の回りのケアが行える体制を確保する必要があることから、御本人の身体的負担や事業受入先の負担を考慮し、対象としておりません。今後も引き続き、このたびの御質問においてお示しいただいております内容を踏まえ、事業受入先との協議を含め、事業検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） 次に、いきいき百歳体操などについてお尋ねします。その前に、申し訳ございません。1か所、誤りがございますので、訂正方お願いし

ます。鳴門市では介護認定を受けていないという表現をしていますけども、いるの訂正を、誠に申し訳ございませんけど、よろしく願いいたします。

では、始めさせていただきます。鳴門市では、介護認定を受けている方も介護予防事業への参加を認めています。鳴門市データによれば、いきいき百歳体操など、運動している人は運動をしていない人に比べ、健康寿命が2歳長い。また、いきいきサロンなど通いの場に参加している人は、参加していない人に比べ、1人当たり平均で医療費が年10万円、介護費で年20万円の差があるということです。そこで、本町の要支援1、2、要介護1、2の方々、これは令和4年度の数字ではありますが、989名のうち100人の方がいきいき百歳体操、いきいきサロン等、通いの場、町主催の各種教室に参加していただいたら年に3,000万円の経費が削減されるのではないかと私は考えます。この3,000万円のお金があれば、子育て世代のため、3月、今年の3月定例会で林議員から提案のあった、新生児1人当たり5,000円のおむつ購入券の支給。それ以上の乳児1年間のおむつ費用の支給をもすることができると思います。高齢者の皆さんにとっても元気になれば医療費、介護費、ひいては介護保険料軽減にもつながり、高齢者の皆さん、子育て世代、町の三方全て得。すなわち、町長の言われる藍住町に住んでよかったと実感していただけるのではないのでしょうか。鳴門市のデータから分かるように、いきいき百歳体操、いきいきサロン等、通いの場は、医療費、介護費削減対策にはとても有効だと思います。しかし、本町では、いきいき百歳体操会場が10か所、いきいきサロンなど通いの場が9か所の計19か所と聞いています。今後、いきいきサロン、百歳体操会場を今年度から毎年1か所、3年間で3か所増やす計画だと聞いていますが、私は少なくとも毎年4か所、3年間で12か所増やすべきではないかと思いますが、お答えをお願いいたします。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） 新居議員のいきいき百歳体操の会場を毎年4か所、3年間で12か所増やすべきではないかという質問にお答えをいたします。本町において、子供から子育て世代、お年寄りまで全ての町民の生活を生涯にわたって支える社会保障施策の重要性は、今後ますます増大するものと認識をしております。このうち、介護保険事業におきましては、今後、高齢者が大幅に増加することが推計されていることから、介護保険給付の増大によって事業運営に大きな影響が

生じる可能性を懸念しております。このことから、御質問にもありますとおり、介護保険に頼らない自立した生活を送っていただける方が増加することで自分らしい生活が続けることができる期間の延伸に資するほか、介護保険事業にとりましても介護保険料の増大に歯止めをかける一助になるものと考えております。

さて、介護予防事業のうち、いきいき百歳体操の箇所数を増やすべきではないかとの御意見につきまして、本町といたしましても、実施箇所数及び参加人数を増やしていきたいという考えは同様であります。しかしながら、いきいき百歳体操は町民の自主性により成立する事業であり、参加者の自主性を尊重しながら町がサポートを図ることが重要であると考えております。実施箇所数及び参加人数の増加に向けた取組といたしましては、従来から行っております立ち上げに係るサポートのほか、事業の周知を図るため、本年2月21日には、ゆめタウン徳島において、一般参加によるいきいき百歳体操を実施したところです。今後も立ち上げ支援、普及啓発等に努めることで、より多くの方々に参加していただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問します。勝瑞地区では東部老人憩いの家がなくなり、その代わりに藍工房が担っていると聞いています。藍工房では、老人会が主催する行事は無料と聞いています。老人会に入っていない人、60歳以上の方がいきいき百歳体操の会場として藍工房を利用すると、有料と聞いてます。無料にすれば、いきいき百歳体操の会場も増え、参加者も元気になると思います。また、もう一つ、先ほど大地課長さんのおっしゃってた、町民の皆さんが主体的に動いてくれるという表現がございました。現行、いきいき百歳体操の会場が増えないのは、その主体になってくれる人が少ないことも原因の一つだと私は思っております。そこで、イレギュラーではございますが、少しの間だけでも町が主体となって、児童館等の空き時間を利用して開催してみてもいいかと思いますが、お尋ねします。2点お尋ねします。

○議長（米本義博君） 大地健康推進課長。

〔健康推進課長 大地亜由美君登壇〕

◎健康推進課長（大地亜由美君） いきいき百歳体操の場所として児童館の利用を検討してもらいたいという御質問に対してですが、児童館につきましては、児童福

祉法第40条の規定に基づき、児童の豊かな情操と健全な心身の育成を図るため設置している施設でございます。いきいき百歳体操はもちろん高齢者の健康づくり、健康維持を図る上で大切な活動ではありますが、児童館の設置趣旨に鑑みますと、大人が定期的に使用することは難しいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） 次に、災害時の避難についての個別支援計画についてお尋ねします。災害が発生すると、避難したくとも自分1人では避難できない方がいます。今すぐに避難してくださいという避難メッセージは、自分にとって死の宣告に聞こえるという人もいます。私は災害時の悩みを持つ人のよりどころが個別支援計画であると思っています。昨年12月定例会において、小川議員の質問への答弁で、避難行動要支援者が1,048名、個別支援計画作成者が510人おられ、定期的な更新を行い整備に努めているとありましたが、現状はどうなっていますか。また、どれぐらいの間隔で更新しているのですか、お尋ねします。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。個別支援計画書は、高齢者や障害者など、自ら避難することが困難と思われる避難行動要支援名簿登録者のうち、個別支援を自ら希望する方の緊急時の連絡先や避難方法を把握するために整理をしております。御質問の更新につきましては、避難行動要支援者名簿の対象者更新を半年に1回行っており、新たに名簿登載となった方へ個別支援計画書作成の御案内をお送りいたします。また、既に作成済みの計画書は住所や連絡先、家族構成など、登録時の記載事項が変更となった場合に福祉課へ連絡をいただくことで、最新情報への変更を行っております。本年4月1日現在、名簿登録者は1,035人、支援計画書作成者は503人でございます。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問します。先ほど、避難行動要支援者の方のほうから連絡をくれると、変更があった場合は連絡するという箇所もありましたけども、こんなこと言っってはちょっと怒られるか分かりませんが、要支援者の方は日々体

の状態が悪くなっておるかと思っておりますので、何かあるかも分かりませんので、年1回は連絡がない方も連絡を取って更新に努めて、していただきたいなと思っておりますので、いかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 計画書作成者につきましては、年に1度、民生委員さんの訪問をお願いしている場合がございます。その場合に、民生委員さんから見て変更があった場合とかは必ず周知をしていただいて、こちらのほうにも御連絡をいただくようにしておりますので、それに対応ができていないかはこちらは思っております。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） 次に、個別支援計画で、避難、避難支援者がおられない方についてお尋ねします。個別支援計画では避難を支援していただける方を2名まで記入することができますが、避難支援者がおられない方にはどのようにして災害時の情報提供、安否確認、避難していただくのか、お尋ねします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。避難支援者がおられない避難行動要支援者の避難などについての御質問でございました。災害時に自ら避難することが難しい高齢者や障害のある方につきましては、個別支援計画を作成していただき、支援者を定めていただきたいと思いますと考えております。が、しかしながら、様々な事情で支援者がおられない方もいらっしゃるかと思います。その場合、例えば、地域の民生委員や自主防災組織の会員など、地域の事情を熟知し要支援者の方が信頼できる方に見守り等をしていただくなどの方策が考えられます。そのためには、要支援者の方やその御家族は普段から地域の皆さんとコミュニケーションを取るなど、顔の見える関係を築いていただきたいと思います。また、支援者の方についても、地域の見守り活動などを通じて、地域の、地域内の要支援者の把握に努めていただきたいと思います。町といたしましても、個別支援計画で支援者を定めることができるよう、支援者の方と普段から関係のある福祉施設などに働きかけて、支援者となることができるように後押ししたいと考えております。また、要支援者

の方が避難情報など災害に関する情報が得やすいよう、防災行政無線、ホームページ、藍メール、町公式ラインをはじめとする情報発信ツールの多重化に努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、要支援者の方の安否確認や避難の支援は個別支援計画の作成が重要でありますので、引き続き個別支援計画作成を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問します。これは私の提案なんですけども、災害が起こった場合、町では災害対策本部が設置されるかと思えます。その中に、避難行動要支援者の支援班みたいなものを作っていただいて、要支援者の方に特化した情報提供をするような仕組みができたらなと思うんです、思うのですが、思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） はい。御提案ありがとうございます。今後の参考にさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） 避難行動要支援者の避難訓練についてお尋ねします。災害対応を迅速に行うためには、避難訓練が大切だと思っています。町民一斉避難訓練などで、避難行動要支援者の皆さんと避難支援者が一緒になって避難訓練をしていただいているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。要支援者の避難訓練についての御質問でございました。議員御指摘のとおり、町民の皆様が避難行動などの災害対応を速やかに行うためには、日頃からの訓練や心構えが大切でございます。本町におきましては、町民の皆様の防災意識の向上や迅速な行動、避難行動を促し、実行できるようにしていただくため、避難訓練や防災訓練などを定期的を実施しているところでございます。その中で、社会福祉協議会や民生委員、自主防災組織の会員の皆様などの御協力をいただき、災害時に自ら避難することが困難な方の訓練

を行っています。これまでに、社会福祉協議会の福祉車両を利用し福祉避難所へ要支援者を搬送する訓練や、避難訓練の際に要支援者の方のお宅に訪問し訓練の、訓練への参加を促すなどの活動を行ってまいりました。今後も地域の皆様と連携しながら多くの要支援者の方に参加いただけるような訓練方法などを検討し、充実させてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） 最後に、英語教育についてお尋ねします。徳島県ではグローバル化が進展する社会を生き抜く人材を育成し学校を取り巻く環境の変化に対応するため、英語教育推進計画COMPASSで令和3年度から令和7年度までの5年間で考えや気持ちを伝え合う授業、小中高でつながる指導と評価、コミュニケーションのためのツールとしての英語の3つを重点的に取り組むと聞いていますが、本町ではこの計画をどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君登壇〕

◎教育長（堤広幸君） 新居議員の御質問に答弁させていただきます。小学校では2020年度から、中学校では2021年度から新しい学習指導要領が実施されております。徳島県の英語教育推進計画COMPASSは、新しい学習指導要領に基づき、徳島県の英語教育の方向性と取組等の指針を定めるものとして、令和3年3月に策定されました。これを受けて、藍住町の教育現場、小学校、中学校におきましては、学習指導要領はCOMPASSに基づいて英語学習を進めてきております。特に、自分自身の考えや気持ちを伝え合う対話的な活動を重視し、具体的な場面状況を設定し、実際に活用できる言語活動を充実させております。教育委員会といたしましても、小中の校種間連携を推進し、さらに英語学習の指導改善を図るとともに、中学生海外派遣事業や英語検定3級以上の受験者への補助事業、質の高いALTの派遣などを通して本町の英語教育を充実させ、グローバル化が進展する社会で生き抜く子供たちの育成を目指してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問します。先ほどのCOMPASSの重点施策の一

つでコミュニケーションのためのツールとしての英語とあるが、英語でコミュニケーションを取れるのは、英語担当の先生かALTだと思います。本町のALTは何人いらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） はい。新居議員の再問に答弁いたします。藍住町ではALTの派遣事業により2名を配置しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再々問します。私はALTが2名では少ないと思います。英語は幼少のころから慣れ親しんだほうが良いと思います。ALTを増やして幼稚園から歌やゲームなどの遊びを通じて英語に親しみ、小中学校でも授業時間以外にもALTと遊びながら会話する場があれば、より一層、英語に親しむことができ、コミュニケーションのためのツールとして本町の英語力が生きるのではないかと思います。いかがでしょうか。お答え願います。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 新居議員の再々問に答弁いたします。ALTの派遣の事業について詳細を説明させていただきます。郡内の町でも、ALTの派遣は2名から3名配置している、いるようでございます。そのほとんどは会計年度としての町の採用、もしくは、県の派遣と聞いております。本町のALTはプロポーザルにより業者を選定し、全国にALTの配置実績がある事業所と契約をしております。この事業所では、派遣前の研修等で学習指導要領の理解を行い、派遣後も研修を定期的に行い、スキルアップを行います。また、現場の先生からは授業の質が高く、授業に対する相談ができ、教材についても提案してくれるなど、高い評価を得ております。子供たちの評価も高く、楽しそうにコミュニケーション活動をしているのを見学してまいりました。管理体制も充実しており、勤務管理、欠席や欠勤の配置に係る管理も行ってくれております。藍住町のALTについては、他の町にはない、高い質の配置が実現できていると考えております。また、議員御指摘の幼稚園についても、本町では曜日ごとになりますが、毎日どこかの幼稚園にALTの先生を派

遣して、学習、学習というか英語に親しんでもらえるような活動をしております。
以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。でも、やっぱりもう1人ぐら
いは増やしてほしいですね。

次は、英検補助についてお尋ねします。本町中学生の昨年度英検3級以上の受験
率は13パーセント、合格率は9パーセントと聞いてます。本町では、昨年、昨年
度から英検3級以上の合格者への受験料補助を始めました。なぜ補助を始めたので
すか、その主旨をお答えください。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 新居議員の御質問に答弁させていただきます。昨年
3月議会の高橋町長の所信表明にございましたが、グローバル人材の育成は、藍住
町の施策の大きい、施策としての大きな柱の一つとなっております。昨年の5月8
日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、令和5年度にグロー
バル人材育成の動きを加速させるため、長らく中止しておりました中学生海外派遣
事業を再開し、英語検定3級以上の受験者への補助事業を新たに立ち上げた次第で
ございます。補助対象を3級以上としましたのは、受験の推奨目安が中学校卒業程
度であることから、英語力の向上だけでなく、目標に挑戦する意欲の向上を目的と
したためでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問します。先ほど、徳島県英語教育推進計画COM
PASSを本町でも取り組んでいると伺いました。COMPASSは令和3年度か
ら開始して令和7年度までの予定です。最終目標が、英語力が中学校3年生卒業程
度で、セファールA1、65パーセントとなっております。COMPASSに取り
組み、本町中学生の英語力向上を図るのであれば、なぜ開始当初の令和3年度から
英検補助をしなかったのか、お尋ねします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 再問にお答えいたします。先ほど答弁したように、グローバル人材育成を目的とする事業は、令和5年度の本町における重要施策の一つでございます。それまでも、目的を達成する施策としてALTの派遣や中止となっておりましたが、中学生海外派遣事業を行ってきておりました。繰り返しになりますが、5類に移行する令和5年度に既存事業の再開と新たな施策ということで、英検の補助事業を立ち上げたということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再々問します。県内では、英検受験料を補助している市町村では、合格者だけでなく、受験者全員の受験料を補助しているところがあると聞きます。町長は今年の新年の挨拶で、中学生の英語力向上を目的に英検の受験料に対する補助開始しております。引き続き、国内外で活躍できるグローバルな人材の育成に図ってまいりますと話しておられてます。なのに、なぜ本町では受験者全員ではなく合格者だけなのか、お尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） こちらの補助事業でございますが、受験者合格者だけではなくて、年に、1年度に1回ですが、受験者に対して補助をしております。合格者だけに限定しているわけではございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） 次に、中学校の新入生テストについてお尋ねします。先ほど教育長から、2020年4月から小学校での英語の教科化が始まりましたとお話がありました。今年で5年目になります。しかし、本町では、中学校入学後にある新入生テストで英語だけが行われていません。なぜ行われていないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 答弁させていただきます。小学校では2020年度

から、中学校では2021年度から、新しい学習指導要領が実施されています。新しい指導要領では、5、6年生は聞くことや話すことなどのコミュニケーション中心の外国語活動に代わり、読むことや書くことが加わった外国語科として学習することになりました。これは、英語が教科になるという大きな英語教育の変化でございました。現在の新入生テストについては4教科の実施であり、議員御指摘のとおり、英語は実施されておられません。本来であれば、この大きな変化に対して教育委員会や小中学校が情報連携し、方向性を協議し、方針を決定する必要があったと感じております。今回の御質問を受け、6月7日に実施した藍住町教育管理職連絡協議会において、堤教育長から、町教育委員会、町内各小学校長及び中学校長に対して、新入生テストについて協議を開始し、来年度以降の方針を決定するよう指示がありました。今後も情報連携を密にし、また、制度や仕組みなどの変化に柔軟に対応してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最後に、小学校中学校の教科書についてお尋ねします。小学校と中学校の主要5教科、英語、数学、算数、国語、理科、社会で、なぜ英語だけが使用教科書の出版社が違うのでしょうか、お尋ねします。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君登壇〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 新居議員の御質問に答弁させていただきます。小学校や中学校で使用する教科書の採択方法は、法律、無償措置法で定められており、原則として4年ごとに改定されます。教科書採択の方法について概要を説明いたしますと、藍住町の教科書採択にあたっては、板野郡を一つの採択地区として共同採択とすることが徳島県教育委員会により設定されております。これを受けて、郡内の各町の教育委員会などで構成された採択地区協議会において協議を行い、種目ごとに一種の教科書を採択することとされております。また、協議会には教科書用図書専門調査委員会が置かれており、教科用図書の種目ごとに委嘱を受けた板野郡各町の小中学校の専門調査委員が専門的な事項について調査研究を行うこととなっております。協議会では、これらを受けて、教科用図書を種目ごとに一種選び、各町の教育委員会へ報告し、教育委員会がこれを採択しております。つまり、板野郡内

の公立小学校、中学校では、種目ごとに同じ教科書を使うこととなります。以上のことから、採択の結果として、英語だけ出版社が異なったということでございます。

なお、昨年度、小学校は、今年度から新たに採択された教科書が使われております。中学校は、今年度が採択の年となります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問します。これも県の英語推進計画COMPASSですけれども、小中とつながる指導とつながるし、つながる指導としております。私も素人考えですけど、同じ出版社のほうが小学校中学校への授業への移行がスムーズに進むのではないかと思います。いかが思われますか。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） ただいまの御指摘ですけれども、そういった面もあるかもしれませんが、今回の場合、それぞれ小学校中学校、個別に教科書を採択しております。それについて、調査委員会の意見を拾い上げて郡として決定しておるところでございますので、今回の教科書の採択については、小学校中学校それぞれに適切だったというふうには思っております。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 先ほど藤原次長さんのほうから中学校は今年度変わるというお話がございました。いつ頃、変わるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（米本義博君） それは再々問ですか。

●2番議員（新居純一君） ごめんなさい。再々問です。

○議長（米本義博君） 藤原教育次長。

〔教育次長 藤原あけみ君起立〕

◎教育次長（藤原あけみ君） 再々問にお答えさせていただきます。中学校は今年度が採択の年でございます。来年度から使う教科書を今、決めております。で、採択については、8月31日までに決定することとなっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

● 2 番議員（新居純一君） はい。いろいろ申しましたけども、よろしくお願ひしたいと思います。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（米本義博君） ここで、演壇の水の交換のために小休します。

午後 3 時 6 分小休

午後 3 時 8 分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

次に、11 番議員、林茂君の一般質問を許可します。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 11 番議員（林茂君） それでは、議長の許可をいただきましたので、質問通告書に従って一般質問を行います。理事者の方は簡単に分かりやすく答弁をまずお願いをしたいと思います。

1 点目の質問でございます。ごみの収集と民間委託についてです。ごみの収集は、町民の皆さんと西クリーンステーションの清掃労働者、職員たちとの共同作業で進められています。まさにこれは車の両輪でございます。可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみなど分別を行い、ごみの減量化など、きれいなまちづくりを進めるために貢献をしております。ごみの収集で町民の皆さんと西クリーンステーションで働く職員たちが果たした役割を改めて知っていただくために、資料請求をいたしました。この資料請求に従って、説明をまずお願いをしたいというふうに思います。1 点目です。ごみの収集状況は、ごみの集積所数と戸別収集の件数についてお願いをします。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） それでは、林議員御質問のごみ集積所数と戸別収集の件数について答弁いたします。事前に資料をお渡しいたしておりましたので、それに基づき説明いたします。

まず初めに、資料 1、ごみ集積所及び戸別収集の件数についてでございます。令和 6 年 6 月 6 日時点で、本町全体で合わせて約 3,345 件となっております。内訳といたしまして、ごみ集積所数のうち、可燃ごみと不燃ごみ両方の集積所が 933 件、可燃ごみのみの集積所数が 176 件、不燃ごみのみの集積所数が 55 件となっ

ております。

次に、戸別収集につきましては、可燃ごみと不燃ごみ両方の戸別収集が189件、可燃ごみのみの戸別収集が1,906件、不燃ごみのみの戸別収集が4件。

最後に、身体的理由等により、ごみ集積所までごみを出すことが困難である場合の戸別収集が82件となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問いたします。今、答弁をしていただきました。今回、皆さん方に協力していただきまして、戸別収集の件数をかなり詳しく調査をしていただき、ありがとうございました。よく実態が分かりました。それで、ごみの集積所ですけど、私、当初質問したとき、集積数という問いに700件不足でした。ですから、かなりこの間、集積所数も、いわゆる増加をしていると。大変な労力を町民の皆さん、そして、西クリで働く人たちの努力がこのような成果になって現れているんじゃないかと思えます。

それでは、続けて2番目に質問をさせていただきます。

○議長（米本義博君） 今のは、再問ですよ。

●11番議員（林茂君） はい。

○議長（米本義博君） 再問に対する。

●11番議員（林茂君） 答弁ありません。

○議長（米本義博君） 答弁の必要のないっていう質問は遠慮していただくように、この前、皆さんで協議しませんでしたか。

〔林議員、「そうですか。ほな、答弁を。どうぞ。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 今のここ、ちょっと質問形式の話になってなかったの、理事者側も答えようがないですよ。

〔林議員、「私はそういう評価をしたんです。再問ではなしに。」の声あり〕

○議長（米本義博君） そういう、あの、先日、全員協議会を開きまして、その留意事項として感想を述べるだけの発言を控えていただくようにとお願いしましたので、今後、そのようにしていただければと思います。

〔林議員、「はい。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） それでは、2点目の質問です。歩行困難な高齢者世帯に
ですね、戸別収集を希望すれば、戸別収集を実施をしてくださいと。こういう質問
を以前しました。これはいくつか理由がありました。ごみ出しの日には、同居して
ない家族ですけど、娘さんがおうちへ帰り仕分けをしてごみ出しをします。こうい
うことが続いていました。何とかならないかということで、この問題もこの議会で
質問をいたしました。そのときの理事者の答弁は、民生委員の方にそういう事情を
話してほしいと。そういうことで事情を話して、一応、戸別収集になりました。そ
こで、今日お尋ねしたいのは、質問書の中にも書いてます、少し。町の高齢者単身
世帯は1, 430、高齢者夫婦世帯は1, 686で、全体で3, 116世帯あるわ
けです。で、本当に藍住町が高齢者世帯とか障害者に優しい町になってほしいと。
そのためには、戸別収集をこういう世帯に対しては、やはり積極的にやるべきでな
いかと、この点について見解をお願いします。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 林議員御質問の歩行困難な高齢者世帯の戸別収集
の実施についてお答えいたします。現在、何らかの理由により、ごみ集積所に持ち
込めない方、例えば体に障害のある方、高齢者のみの世帯、介護を要する独居老人
の方につきましては、民生委員の方に状況等を確認いただいた上で、家の前まで職
員が戸別、戸別に収集に行くようにいたしております。なお、現在の収集件数につ
きましては、先ほどの資料1で申し上げますと、戸別収集の高齢者、身障者の欄で
82件となっております。また、粗大ごみにつきましても、65歳以上の高齢者だ
けの世帯や、また、身障者のみの世帯で西クリーンステーションへの自己搬入が困
難な方を対象に、収集職員が御自宅まで回収に伺っているところでございます。以
上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

● 1 1 番議員（林茂君） 再問。今、答弁いただきました。まだ積極的な方向では
ないので、改めて再問いたします。今、現在、わずかな82件ですね、戸別収集が。
それで、一つは高齢者の世帯の方々の戸別収集をする意義というか、そこはどうい
うふうに私ども考えているかということ、高齢者世帯の安否を確認することができる

ということです。それはどういうことかといいますと、ごみが軒先に出ていないとか、それから出ていたとか、それから雨戸が閉まっていたとか、そういうですね、その高齢者世帯の生活状況が分かると思うんです。こういう安否確認をするってというのも、一つは行政の役割でないかと。先ほど新居議員が言ってましたけど、要支援者に対する見守り隊とか、いろんな形の施策があると思うんですけど、この点について、どのような形でこの高齢者世帯のいわゆる戸別収集をしていくか、ちょっと見解をお願いします。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君起立〕

◎副町長（齊藤秀樹君） はい。林議員の再問にお答えをいたします。高齢者、身障者の方の数82名ということで、先ほどたくさんの数字もお示しをいただきました。一様に、何といいますか、それだけをもって民生委員さんにも当然確認をいただいております。で、安否確認という観点からという御意見を頂戴しました。安否確認につきましては、民生委員さんのほうでも定期的に巡回をいただいております。当然このごみの出し状況だけでも判断できるものでもないというふうには認識しております。総合的な観点から当然、安否確認はすべきものであるというふうにも思っております。ごみの状況につきまして、そういう必要のある方については、ほかのサービスも、今のところ、例えば生活支援整備体制事業とかいう事業もごございます。生活支援サポーターの養成講座も進めているところでございます。いろんな方面から支援することができますので、そういったことを啓発しながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） そういう見解ということをお伺いします。

それでは、その次の質問をいたします。それで、指定ごみ袋の導入の最大の目的なんですけど、分別収集の徹底によるごみの減量にありました。減量は進んだのかどうか、町民の皆さん方のごみ出しについて評価する、この資料を請求をいたしました。それで、その中身として、ごみの排出量、町民1人当たりと県民1人当たりの排出量について伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 議員御質問のごみの排出についてお答えいたします。事前にお渡ししております資料2、ごみの排出推移の状況により御説明をさせていただきます。過去5年間のごみの排出量といたしまして、合計は、令和元年度が8,327トン。令和2年度が8,564トン。令和3年度が8,488トン、令和4年度が8,290トン、令和5年度が、7,834トンとなっております。ごみの排出量の推移としましては、令和元年度から令和5年度にかけて人口推移はおおむね横ばいではありますが、ごみの排出量は年々減少傾向にあります。また、町民1人当たりの排出量につきましては、令和元年度から4年度まで、808トンから796トンの、と推移しており、全ての年度において県民1人当たりの排出量を下回っております。これは、町民の皆様のご協力により、ごみの分別及び減量化の徹底が進んでいるおかげであると考えます。なお、令和2年度から3年度にかけては、新型コロナウイルス感染症により外出自粛等の影響かと思われそうですが、資源ごみ、粗大ごみが増加しており、排出量につきましても全体的に少し増加しております。今後も皆様の、町民の皆様を引き続き、リサイクルやごみの減量化について御協力いただきますよう、広報等でさらに啓発を努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問いたします。今、具体的な数字と、そして、町民の皆さんの協力についての評価をしていただきました。で、今回、私、以前議会で質問したときの資料をもらいましたので、少し付け加えます。ごみの排出量、平成24年度です。で、このとき、全体のトン数は省きます。町民1人、町民ですね、1人1日当たりの排出量は863グラム。県民1人当たり962グラムです。これが、先ほど報告をしていただきました令和5年度ですね。町民1人当たり、1日当たり756グラム。で、比較しますと、約107グラム減量してるわけです。大きな、やはり町民の皆さんの努力が、このごみの収集の中で現れているんでないかということを確認をしたと思います。この点について、感想でも何でも結構です。どのように評価をするか。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君起立〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 林議員の御質問、再問についてお答えいたします。

はい。確かに、平成24年度から令和5年度にかけて、ごみの1人当たりの1日1人当たりの排出量が減少しております。当町では指定ごみ袋による分別が町民の皆様において徹底されており、また、ペットボトルに関しても、以前は廃プラスチックに入れられている方も、かなり適正な分別をさせていただいているおかげで、ごみの減量が進んでいると思われまます。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） ありがとうございます。それでは、続けて質問いたします。分別した古着、それから、空き缶等の販売収入についてお伺いをします。で、これも当初、古着は燃えるごみと一緒に出されていきました。これを、小川議員や私たちは議会の中で、やはり分別をして業者に買い取ってもらうことが必要でないかということをご提案をして、現在に至っています。この点、分別した古着とか空き缶等の販売収入がどのような状況か、答弁願います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 林議員御質問の分別した古着や空き缶などの販売収入について答弁いたします。事前にお渡しいたしております資料3の資源ごみでの収益を御覧ください。こちらの資料は、資源ごみの収入について8種類の資源ごみの5年間の推移を記載いたしております。まず、御質問の空き缶につきましては、アルミ缶、スチール缶の回収量は年々減少いたしておりますが、取引単価の変動により、収入については毎年増減しております。

次に、古着につきましては回収量はおおむね横ばいであり、収入については取引単価の下落傾向に伴い減少しております。過去5年間の資源ごみ8種類の年度別総収入につきましては、令和元年度は834万8,262円。令和2年度は817万9,618円、令和3年度は782万7,459円。令和4年度は775万7,371円。令和5年度は619万2,036円となっております。全体的に資源ごみの回収量が減少傾向にありますので、収入も減少傾向となっております。特に、令和5年度は段ボール、新聞紙、雑誌などの古紙類の回収量が著しく減少しているため、収入もほかの年度と比べて大きく減少しております。なお、資源ごみの収入につきましては、収集運搬にかかる費用や西クリーンステーションの施設維持管理費等に充てるべき性質のもので、これらの経費と比較いたしますと、余剰となる利益

は出ておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） ありがとうございます。それでは、その次の質問です。なぜ、ごみの収集業務を民間委託をするのかお伺いしたいと思います。これは藍住町の行財政改革、事業ですね、事業計画。2020年度による方針です。これによりますと、ごみの収集業務を民間委託にすると、このように方向が明らかにされてます。ですけど、このことについては、あまり町民の間では知られていません。なぜ民間委託にするのか、そして、西クリの清掃職員の働き方の問題があるのか、それとも町民のごみ出しに問題があるのか、ここら辺を含めて少し具体的に答弁をお願いいたします。

○議長（米本義博君） 河原副町長。

〔副町長 河原英治君起立〕

◎副町長（河原英治君） ただいまの林議員の質問と、あと、次の質問にも関連をいたしますが、質問の趣旨の確認をさせていただきたいので、反問の行使を許可願います。

○議長（米本義博君） ただいまの反問の行使の要求について許可します。事務局は、これより残時間を停止してください。

〔事務局、残時間を停止〕

○議長（米本義博君） 河原副町長。

〔副町長 河原英治君起立〕

◎副町長（河原英治君） はい。林議員の御質問、なぜごみの収集業務を民間委託するのかとの御質問でございますが、林議員からの先ほど質問、趣旨がありました行財政改革の2020の中で、検討を行うという記載はしておりますが、現時点で民間委託について決定しているものではございません。そのような状況の中で、まるで決定しているかのように断定をした内容で質問をされた根拠、どのような情報を基に御質問をされているのか教えていただけないでしょうか。よろしくお願いたします。

〔林議員、資料を確認〕

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

● 11番議員（林茂君） 今、反問権を行使されて、私、質問されたんですけど、2022年の基本計画、配布していただけないか。

○議長（米本義博君） 河原副町長。

〔副町長 河原英治君起立〕

◎副町長（河原英治君） すいません。今、言われたのは、令和2年に発行しております行財政改革基本計画2020のことをございましょうか。

〔林議員、「ええ、そうそうそう。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 配布。

〔林議員、「はい。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 小休します。

午後3時37分小休

〔小休中に、藍住町行財政改革基本計画2020令和2年3月（令和6年3月改訂）を配布〕

午後3時50分再開

○議長（米本義博君） それでは、小休前に引き続き、会議を再開します。

林茂君。ただいま事務局から配布されましたこの資料で、請求されたるもの、よろしいでしょうか。

● 11番議員（林茂君） はい。

○議長（米本義博君） 林茂君。

● 11番議員（林茂君） ここで、ええんだらうか。自席ですか。

○議長（米本義博君） そのままで。はい。

● 11番議員（林茂君） ここで、ええですか。

○議長（米本義博君） はい。

〔林茂君起立〕

● 11番議員（林茂君） 今、配布をしていただきました。それで、これは、この、いわゆる清掃の業務のごみ収集の民間委託の推進ということで、この前段があるんです。これ、短編的なんですけど、前段は、今まで藍住町が行財政改革をどのようにしてやってきたのか。検針から学校給食から保育所から、こうこうで民間委託をやってきましたと、こういう流れの中で、それで、公共工事では文化ホールを

建てたことによって、どのような財政状況になったかという、こう、くだりからが、これが続いているんです。ですから、全体の、いわゆるこの基本計画をきちっとやっば見ていただかなかつたら、ここの軸だけでやるっていうんは少し問題があるんじゃないかと。ですから、検討を進めるということが、ですから、どのように検討を進めるんかだけ答弁したええんちゃうんですか。検討を進めるってしとんで。

○議長（米本義博君） 河原副町長。

〔副町長 河原英治君起立〕

◎副町長（河原英治君） 林議員の質問の通告の内容を見ましたところ、そのまあ、ごみの収集業務をなぜ民間委託するのかという、することが今、決まってきましたら、なぜするのかというお答えはできるんですけども、今、その是非も含めて検討している状況ですので、今回のこの御質問については、今の段階で決定してないことに対してお答えすることはできないのではないかなというふうに、ちょっと考えております。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） それでは続きます。

○議長（米本義博君） すみません。まだ、今、反問の最中なんです。で、今の河原副町長は、先ほどの林議員の回答でよろしいですか。

〔副町長 河原英治君起立〕

◎副町長（河原英治君） ええっと、あの。

〔高橋町長、「こっちが言うたんでな、今。」の声あり〕

〔林議員、「え。もう一遍、すみません。」の声あり〕

〔高橋町長、「できないでしょ、回答できないでしょっていう話をしたわけえ。」の声あり〕

○議長（米本義博君） はい。

〔高橋町長、「ほれに対しては。」の声あり〕

◎副町長（河原英治君） 今の時点ではちょっと。

〔高橋町長、「今の時点では難しいっていう。」の声あり〕

◎副町長（河原英治君） 答えが決定してないので、お答えができませんということに。

〔高橋町長、「決まってもないようなことを回答はできんでしょって

いう話をしたんだろ、今。」の声あり]

◎副町長（河原英治君） はい。

〔高橋町長、「ほれに対しての回答なんと違うん。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 林議員は、今の河原副町長からの決まってない話、決まってない事業計画に対しての回答はできないという、この答弁に対しては、何か発言はありますか。

林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） あの質問の後段に、後段になるんです。私が後の質問、ですから今、検討進めとんでしょ。全体的には、民間委託の流れが、基本方針、出てるんです。基本方針に。ほなけん、ここだけの問題でなくって藍住町の基本計画はこういうことだということで、今までの流れ、そして、このごみ収集における問題点。ここは問題点、いろいろと書いてあります。検討すると。で、検討するんだったら、町民の声も、そして、西クリで働いてるそういう人たちの声を聞いたらどうかということをお願いしたいんです。以上です。

○議長（米本義博君） 河原副町長、今の回答でよろしいですか。意見があれば。河原副町長。

〔副町長 河原英治君起立〕

◎副町長（河原英治君） 林議員のほうからの検討状況といえますか、それについての検討に至った経緯みたいなことでも話できるのではないかとということをございましたけども、委託について検討しまして、その方針等が決まれば、当然、議会のほうにも内容をお示しをするような形になりますので、ちょっと今の時点でお話しすることはできないかというふうに考えております。

○議長（米本義博君） 以上で反問権の行使を終了します。これより一般質問を再開しますので、事務局は残時間の停止を解除してください。

〔事務局、時計を再始動〕

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、続けて質問します。なお、先ほど言いました全体の基本計画の流れを、やはり議員の皆さんにも知っていただくために、ホームページでは紹介されとんですけど、少しやっぱり紙、紙で配布をしていただいたら

と。そういうことを一つ要望として出しておきます。

それでは、次に、質問いきます。2番目です。高齢者に対する支援策についてです。誰もが住み慣れた地域で健康に安心してともに暮らせる環境づくり、いつまでもいきいきと暮らせる藍住町をめざして、基本理念に掲げ、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を安心していただく。長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳を持って暮らすことのできる社会の実現を。これ、藍住町の基本スローガンです。介護計画の。この中のを引用させていただきました。それから、こういうスローガンに沿って、あらゆる高齢者対策を進めていただきたいということで、1番目。難聴者の補聴器購入費を助成することについて。年齢を重ねると耳が聞こえにくくなる加齢性の難聴は40歳代から始まり、65歳から74歳では3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいるといわれています。聴力の低下の影響として家族や友人との会話がうまくいかなくなると、つながりが減り、孤立し引きこもりがちになると指摘されています。それに伴い、鬱病の発症リスクを大きくする要因の一つともいわれています。さらに、聴力低下に伴い、危機を察知する能力も低下するので、交通事故や転倒などのリスクも増加します。また、国際アルツハイマー病協会は、認知症の危険因子とも指摘しています。身体障害者手帳の交付対象とならない人に対して積極的な社会参加ができるよう、また、地域や家族などのコミュニケーションの向上を促進するため、補聴器購入費の一部を助成する制度を要望します。ここで、です。身体障害者手帳の交付対象とならない人に対しての要望です。答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。加齢性難聴者への補聴器助成については、町としましては、現在のところ考えておりません。交付対象とならない高齢者への助成について、公的補助事業として制度化されましたら、実施をしたいと考えております。現在、高齢者に対する助成としましては、先ほどお話にもありましたが、総合支援法の中の補装具として支給をしております。現在、65歳以上の聴覚障害者手帳取得者の方は104名、そのうち補聴器支給決定者は64名であります。さらに、高齢者ではありませんが、身体障害者の交付の対象とならない難聴の18歳未満の児童に対しては、平成26年度から軽度中等度難聴児補聴器購入費助成事業を実施しており、補聴器の機種によっては異なります

が、定められた基準額の3分の2を助成しております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問いたします。全国でどれぐらい進んでるか。この、いわゆる難聴者の補聴器の購入。そういうところもやはり調査をしながら、藍住町でどのようにしたら導入できるのか、財政等の計画をして、ひとつ検討していただけないんですか。答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 全国市町村の中で、こちらの助成をしているところがあるのは存じております。町におきましても、高齢者の補聴器購入に限らず、様々な支援につきましては、今後、検討してまいりたいと思っておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、続けて質問いたします。藍住町の家具の転倒防止器具の取付支援、この事業について、補助金制度を設けています。申請件数と補助金の総額はいくらですか。そして、町内世帯への普及率についてお伺いをいたします。なお、資料請求をこの件ではしてしますので、資料に沿って説明願います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。家具転倒防止器具等取付支援事業補助金についての御質問でございました。まず、1月に発生した能登半島地震での被害状況は、6月4日現在で死者、行方不明者数263人、負傷者1,316人と、大変甚大な被害となっております。特に、お亡くなりになられた方の約4割が家屋の倒壊や家具の転倒が原因であったとされており、住宅の耐震化や家具の固定が地震から命を守る重要な対策であることが改めて認識されたところがございます。本町では、これまで住宅の耐震化とともに、家具の転倒防止についても地震から町民の皆様の命を守る重要な対策と位置づけて支援を行っております。平成25年度から家具転倒防止器具等の取付に対して町独自の補助制度を創設し、町民の皆様の地震対策を支援しております。補助事業の内容といたしましては、家具

転倒防止器具の購入や取付費用に対し1万5,000円を上限に費用の半額を補助するもので、平成25年度から令和5年度までに35件、34万577円の補助金を交付しております。また、補助金を交付した世帯の町内全世帯における割合は、0.2パーセントとなっております。ただ、全世帯の中には、家具の転倒防止対策の必要がない世帯や既に転倒防止対策ができていた世帯などもありますので、全世帯に占める補助金を交付した世帯の割合が家具の転倒による防災対策が完了している割合でないことを御承知いただければと思います。家具の転倒防止につきましては、誰でも簡単にすぐできる地震対策として有効であり、町民の皆様には補助制度を積極的に活用していただきたいと考えております。今後もホームページや広報紙での周知をもとより、防災訓練やイベントなど様々な機会幅広く町民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁していただきました。申請件数が35件で補助金額が34万577円と、こういう状況でありました。中身については、先ほど答弁していただいたような中身だったので、今回、私は高齢者世帯へ普及策はどうしても必要だと。高齢者に優しい藍住町なんですから、基本方針に従って、やはり行っていただきたいと。で、これは、平成8年の2月に気象庁が発表いたしました、震度5強でタンスとか家具類が倒壊すると、こういう気象庁の発表です。ですから、震度5強で、やはり一定、耐えられるっていう、そういう家具の転倒防止策、そこをもう少し普及をしてお年寄りたちの命を守っていくと。特別少し重要視をする必要があるんじゃないかということで、普及策についてお伺いします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。家具転倒防止器具等取付支援事業の高齢者世帯への普及策についての御質問でございました。御承知のとおり、能登半島地震をはじめ過去の大規模な災害では、高齢者や障害者など要配慮者の方ほど被害が大きいことは分かっております。このことから、高齢者世帯への普及については、大変重要な観点であると認識しております。そのため、高齢者世帯の皆様へは、例えば各地域で実施している高齢者向けのイベントなどでお知らせをするなど、あらゆる機会を捉え、事業の周知啓発に一層努めてまいりたいと考

えております。家具転倒防止器具等取付支援事業については、今後も広く町民の皆様に活用していただきたいと考えておりますので、引き続き町内全世帯を対象とした事業として取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、3番目の再生可能なエネルギーへの転換について質問いたします。福島原発をきっかけに大きくなりはじめた脱原発の動きに合わせて、国は太陽光発電などの再生可能エネルギーを普及させる取組を本格的に開始をしました。自治体では公共施設や住民に対する太陽光発電設備の取組を積極的に行っています。2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す取組です。気候温暖化変動危機を打開をして自然災害から命と暮らしを守るために、世界中で注目されているのが、資源を繰り返し使える、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーです。これが太陽光発電の導入です。で、2015年の9月議会で町の公共施設の電気料金を問いましたら、町の施設48か所で1億7,055万円支払っていると。それで小学校、中学校に、このときにエアコンを設置をしました。そのエアコン設置の電気代が上がるので約2億円ぐらい支払うと、このような答弁でございました。で、小川議員たちと文化ホールなど災害避難場所や学校施設に太陽光発電設置を議会で再三、要望してきました。町も公共施設の5割に太陽光発電を設置をする方針を持っています。これ、基本計画の中です。理事者の方は御存じだと思います。そこで、具体的に聞きます。庁舎の屋上や西クリへの導入計画を示していますが、今後、公共施設の計画についてお伺いします。庁舎屋上に太陽光発電を設置することを提案したのが、9年前の議会でありました。で、ようやく実現をしました。太陽光発電の設置費用はいくらかかりましたか。現在、庁舎の年間電気代が1,250万円支払っています。太陽光発電を設置することで賄える電力はどれぐらいですか。それから、西クリの太陽光発電導入費用についてお伺いをします。西クリは、現在1,875万円の電気代を払っています。で、導入することで賄える電力はどれぐらいになるのか。この点、答弁願います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務企画課長。

〔理事兼総務企画課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務企画課長（小川哲央君） お答えいたします。合同庁舎屋上、西クリーンステーション設置の太陽光発電設備についての御質問でございました。まず、

合同庁舎屋上の太陽光発電設備につきましては、本年1月に設置工事が完了し、運用を開始しているところであります。設置に関する費用につきましては、設計業務委託料として616万円、工事費として7,339万2,000円。施工監理費委託料として247万5,000円の合計8,202万7,000円でございます。太陽光発電設備によって賄える電力は、年間3万6,931キロワットアワーを想定しており、さらに、今回の工事は、太陽光発電設備を設置することに加えて会議室などの照明をLED照明に交換するなどの省エネ対策を行っており、これらを合わせると、合同庁舎が1年間で使用する電力の約6パーセントとなっております。

次に、西クリーンステーションの太陽光発電設備につきましては、今年度、設置工事を実施する予定となっております。設置に関する費用につきましては、設計業務委託料として748万円、工事費として1億2,232万円。施工監理費委託料として313万5,000円の合計1億3,293万5,000円でございます。なお、工事費、施工管理費委託料については、今年度、実施予定ですので、あくまで予算計上額であることを御了承ください。太陽光発電設備によって賄える電力は年間4万9,190キロワットアワーを想定しており、さらに、今回の工事は、太陽光発電設備を設置することに加えて事務室などの照明をLED照明に交換、空調設備や換気設備を改修するなどの省エネ対策を行っており、これらを合わせると、施設が1年間で使用する電力の約7パーセントとなっております。また、御質問にありました今後の他の公共施設への導入計画につきましては、昨年12月定例会において同様の質問をいただいておりますが、その後には状況は変わりございません。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、続けて質問します。中央クリーンステーションへの太陽光発電の導入計画はありますか。お伺いします。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 林議員の再生可能エネルギーへの転換のうち、中央クリーンステーションへの太陽光発電導入の計画についての質問に答弁いたします。御質問の中央クリーンステーションへの再生可能エネルギー設備、太陽光発電設備の導入につきましては、現時点では導入計画はございません。以上、答弁とい

たします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、次の質問に移ります。太陽光発電の設置に対する町民への財政支援策を行ってほしい。これはね、今から11年前の2012年の12月の定例会で答弁がありました。必要性は十分に認識している。助成については慎重に検討したい。あれから11年経ち、状況は、先ほど言いましたように変わってきました。で、この点で導入は十分に認識されているので、この点について前向きな答弁をお願いをいたします。なお、徳島県内の自治体の取組状況の資料提出です。資料をですね、提出をしています。これはまた、タブレットに掲載されていますので、ぜひ御覧ください。それではあの、支援策の答弁をお願いします。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 林議員御質問に答弁させていただきます。この御質問につきましては、これまで何度か答弁させていただいておりますが、改めて、現時点での見解をお答えいたします。太陽光発電設備は環境配慮や災害時における蓄電体制などの利点がございしますが、一方では、様々な課題がございします。例えば、住宅密集地においては近隣に対する反射光、反射熱の影響があること。設置者には設置費用や維持に一定の経費が必要であることなどが懸念されております。また、太陽光パネルの廃棄物処理時の環境負荷や廃棄を行うのに多大なコストがかかることも問題視されております。もとより、太陽光発電設備の設置につきましては、個人や企業が利点と問題点を総合的に踏まえた上で導入を判断されるものと考えており、町が設置を積極的に推進するための助成は慎重に対応していく必要があり、現在のところは、導入は見送る方針といたしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、次の質問をいたします。町は、町民が電気自動車購入費用に対する財政支援を行ってほしいということです。で、藍住町の基本計画、これでは、見ますと、公用車の電動化で、2030年まで全て電動車とすると、こういう方針を打ち出してるんですが、町民に対する支援策が方針にもないんで、

ここら辺はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 林議員御質問に答弁させていただきます。電気自動車は、排出ガスがゼロで環境に優しく二酸化炭素排出削減に貢献し、また、エンジン音も非常に静かであり、騒音問題の緩和にも寄与いたします。メンテナンス費用も安く、経済的なメリットもあり、今後における普及の拡大が見込まれております。しかしながら、現在、電気自動車の充電スタンドが近隣ではまだ十分に整備されておらず、利用の利便性に課題がある状況です。加えて、予算や財政効率性、技術支援などの面でも検討を要する事項が多くございます。これらの点を総合的に勘案した結果、補助金制度の創設は、現時点では見送ることといたしております。しかしながら、今後の情勢の変化や技術革新を注視し、必要に応じた検討を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、最後の質問をいたします。ほぼ大体、今までの答弁で多く語られたのは、やはり財政問題だったと思います。それで、財政問題も含めて、町はゼロカーボンシティの実現に向けて取組を進めることを宣言をしてほしいと。これは、以前の議会でも質問をいたしました。それで、あの既に理事者の方は御覧になったと思うんですけど、6月12日付けの徳島新聞、北島町はいち早くあのゼロカーボンシティを、名乗りを上げました。今回、環境省から29年度まで4億2,282万円の交付金が下ります。これは何が評価されたかということ、自治体として独自の、太陽光発電とか電気自動車とか、あらゆるそういう自然再生可能なエネルギーへの積極的な取組が評価されたからです。ですから、お金の問題いうんだったら、こういうこともやっぱりきちっとやって環境省に申請するなりしていく、こういう姿勢がいるんでないかと思います。その点、自治体でそういう、こう頑張ってるところも調査研究をしてほしいと。この点について答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君登壇〕

◎副町長（齊藤秀樹君） ゼロカーボンシティ取組の宣言につきましてお答えをいたします。ゼロカーボンシティの実現には、多大な投資と長期的な計画が必要です。

また、現在の技術やインフラ整備の状況など、様々な課題に加え、町民の理解と協力、そして、限られた予算を教育、インフラの維持など、町民生活に直接関わる様々な重要な施策に効率的に配分することが求められております。したがって、現時点では、宣言を行うだけでは実効性のある成果を得ることが難しいと判断しております。しかしながら、地域経済の発展や地球温暖化など環境保護の観点からは、今後、適切な時期に宣言を行うことも視野に入れながらも、宣言の重みを十分、勘案した上で慎重に検討してまいりたい、こう考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問です。今、答弁いただきました。あの、とりわけ、先ほど紹介しました徳島新聞で掲載されている北島町の取組ですね。そういうことも、やはり藍住町として、調査研究をやはりしていただくことが必要でないかと。そんなに私は北島町と藍住町と条件は変わらないと思うんです。そういう姿勢をやはり町民の皆さんに示していくと。そのことがやっぱり地球温暖化を防止をしていく、そういう町民意識も変えていく、行政そのものが変わっていくということが必要でないかと思えます。この点で答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君起立〕

◎副町長（齊藤秀樹君） 再問にお答えします。繰り返しとなりますけれども、宣言をするということには大変重みがあるというふうに認識をしております。当然、北島町様の取組も紹介ありましたので存じておりますけれども、本町としての方向性がどういったものなのか慎重に見極める必要もあります。それも含めて、慎重に検討させていただきますというふうな、重ね重ねの言葉になりますけれども、御理解いただきたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（米本義博君） 以上で、通告のありました6名の一般質問を終わりました。これで一般質問を終了します。

お諮りします。議案調査のため6月14日から6月18日までの5日間を休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。したがって、6月14日から6月18日までの5日間を休会することに決定しました。

なお、次回本会議は、6月19日、午前10時、本議場において再開しますので、御出席をお願いします。

本日は、これで散会します。

午後4時31分散会

令和6年第2回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和6年6月19日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	9 番議員	森 伸二
2 番議員	新居 純一	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	元木 春香	11 番議員	林 茂
4 番議員	紙永 芳夫	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	竹内 君彦	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	永浜 浩幸	14 番議員	森 志郎
7 番議員	前田 晃良	15 番議員	鳥海 典昭
8 番議員	宮本 影子	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 局長補佐 細川 佳代

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
教育長	堤 広幸
教育次長	藤原 あけみ
会計管理者	堀川 真由美
理事兼総務企画課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
税務課長	堺 政仁
健康推進課長	大地 亜由美
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	橋本 清臣
住民課長	山瀬 佳美
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- | | | |
|-------|----------|---|
| 第 1 | 議第 3 4 号 | 令和 6 年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第 2 | 議第 3 5 号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第 3 | 議第 3 6 号 | 藍住町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第 4 | 議第 3 7 号 | 藍住町税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第 5 | 議第 3 8 号 | 藍住町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第 6 | 議第 3 9 号 | 令和 6 年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第 7 | 議第 4 0 号 | 令和 6 年度藍住町特別会計 (国民健康保険事業) 補正予算について |
| 第 8 | 議第 4 1 号 | 藍住町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 9 | 議第 4 2 号 | 藍住町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 1 0 | 議第 4 3 号 | 藍住町東中富桜つつみ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第 1 1 | 議第 4 4 号 | 藍住町公共下水道条例の一部改正について |
| 第 1 2 | 議第 4 5 号 | 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 第 1 3 | 議第 4 6 号 | 圧縮式塵芥車の購入契約の締結について |

第14 議第47号 脱着装置付コンテナ専用車の購入契約の締結について

第15 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の
継続調査申出書について

令和6年藍住町議会第2回定例会会議録

6月19日

午前10時開議

○議長（米本義博君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（米本義博君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告しておきます。

○議長（米本義博君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第1、議第34号「令和6年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から日程第12、議第45号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」までの12議案を一括議題とします。

これより、上程全議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、御発議お願いします。

小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 資料ナンバー34の11ページで、委託料として障害者地域生活支援事業というのが書かれております。これ、町長の所信表明で、障害がある人の高齢化や重度化を見据え、地域における居住支援の機能強化を図るためとの説明がありましたけど、どういう事業か、ちょっと説明を。

○議長（米本義博君） 小休します。

午前10時2分小休

午前10時3分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問にお答えします。御質問のありました事業につきましては、障害がある人の高齢化や重度化、親亡き後を見据え、地域における居住支援の機能、大きく分けまして相談機能、体験の機会、場の確保、緊急時の受入れ、対応、専門的人材の確保と要請、地域の体制づくりを強化すること、強化するための取組でございます。令和5年度末までに設置が義務付けられておりましたが、コロナの関係がありまして、なかなか事業が進みませんでしたので、今年度、まず、基幹型の相談支援センターの設置からはじめたいと思っております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（米本義博君） これから、議第34号「令和6年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、日程第12、議第45号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」までの12議案を一括して採決します。

お諮りします。議第34号「令和6年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、日程第12、議第45号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」までの12議案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第34号「令和6年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、日程第12、議第45号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」までの12議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君） 日程第13、議第46号「圧縮式塵芥車の購入契約の締結

について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので、議第46号「圧縮式塵芥車の購入契約の締結について」を説明申し上げます。議第46号については6月6日に入札を行い、落札者が決定いたしましたので、物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めらるるものであります。内容を申し上げます。1. 契約の目的、圧縮式塵芥車購入。2. 契約の方法、指名競争入札による契約。3. 契約の金額、1,196万9,760円。うち取引に係る消費税及び地方消費税額108万8,160円。4. 購入台数、1台。5. 契約の相手方、住所、徳島市中吉野町2丁目13、名称、いすゞ自動車中国四国株式会社四国支社徳島支店、代表者、支店長、山上嘉弘。6. 納品期限、藍住町議会の議決のあった日の翌日から令和7年3月31日までであります。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君） これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（米本義博君） これから、議第46号「圧縮式塵芥車の購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案とおりに決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第46号「圧縮式塵芥車の購入契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君） 日程第14、議第47号「脱着装置付コンテナ専用車の購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので、議第47号「脱着装置付コンテナ専用車の購入契約の締結について」説明を申し上げます。議第47号については6月6日に入札を行い、落札者が決定いたしましたので、物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。内容を申し上げます。1. 契約の目的、脱着装置付コンテナ専用車購入。2. 契約の方法、指名競争入札による契約。3. 契約の金額、727万4,960円。うち取引に係る消費税及び地方消費税額66万1,360円。4. 購入台数、1台。5. 契約の相手方、住所、徳島市中吉野町2丁目13、名称、いすゞ自動車中国四国株式会社四国支社徳島支店、代表者、支店長、山上嘉弘。6. 納品期限、藍住町議会の議決のあった日の翌日から令和9年3月31日までであります。以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君） これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（米本義博君） これから、議第47号「脱着装置付コンテナ専用車の購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第47号「脱着装置付コンテナ専用車の購入契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本義博君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（米本義博君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いします。
高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 6月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

去る5日の開会から、本日までの15日間にわたり御審議いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。また、この間、一般質問などにおきまして、議員各位から防災対策や高齢者対策をはじめ、福祉、教育、環境問題など、幅広い分野において貴重な御意見、御提言を賜りましたこと、重ねてお礼を申し上げます。

今後とも、本町の将来像を展望し、長期的な視点に立ち、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

これから本格的な夏を迎えてまいります。どうか御自愛をいただきますようお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（米本義博君） 以上で、本定例会の会議に付されました事件は、全て終了

しました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和6年第2回藍住町議会定例会を閉会します。

午前10時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長 米本 義博

会議録署名議員 竹内 君彦

会議録署名議員 永浜 浩幸